

提出された案件は次のとおり

- 日程第1 議案第41号 財産の取得について
（国特別史跡大野城跡）
- 日程第2 議案第42号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について
（令和6・7年度武道館外壁・屋根及び内部等改修工事）
- 日程第3 議案第43号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について
（令和7年度宇美東中学校校舎外壁等改修工事）
- 日程第4 議案第44号 指定管理者の指定について
（宇美町働く婦人の家の指定管理者）
- 日程第5 議案第45号 宇美町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第46号 宇美町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第47号 宇美町上水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第48号 宇美町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第49号 宇美町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第50号 宇美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第51号 宇美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について
- 日程第12 議案第52号 宇美町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第13 議案第53号 宇美町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について
- 日程第14 議案第54号 令和7年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第55号 令和7年度宇美町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第56号 令和7年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第57号 令和7年度宇美町一般会計補正予算（第5号）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第41号 財産の取得について
(国特別史跡大野城跡)
- 日程第2 議案第42号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について
(令和6・7年度武道館外壁・屋根及び内部等改修工事)
- 日程第3 議案第43号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について
(令和7年度宇美東中学校校舎外壁等改修工事)
- 日程第4 議案第44号 指定管理者の指定について
(宇美町働く婦人の家の指定管理者)
- 日程第5 議案第45号 宇美町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第46号 宇美町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第47号 宇美町上水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第48号 宇美町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第49号 宇美町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第50号 宇美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第51号 宇美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について
- 日程第12 議案第52号 宇美町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第13 議案第53号 宇美町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について
- 日程第14 議案第54号 令和7年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第55号 令和7年度宇美町上水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第56号 令和7年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第57号 令和7年度宇美町一般会計補正予算(第5号)

出席議員(11名)

1番 小林 孝昭	2番 安川 禎幸
3番 高橋 紳章	4番 丸山 康夫
5番 平野 龍彦	6番 安川 繁典
8番 黒川 悟	9番 鳴海 圭矢
10番 白水 英至	11番 藤木 泰

12番 古賀ひろ子

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 太田 美和

書記 松田 好弘

書記 園 麻友

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	安川 茂伸	副町長	……………	原田 和幸
副町長	……………	一木 孝敏	教育長	……………	折居 邦成
総務課長	……………	八島 勝行	地域コミュニティ課長	…	藤木 義和
シティプロモーション課長	…	竹下 健一	企画財政課長	……………	工藤 正人
税務課長	……………	田口 嘉輝	会計課長	……………	大神 隆史
住民課長	……………	野田 幸二	健康課長	……………	水野 治也
福祉課長	……………	工藤 寿子	環境課長	……………	石川 和男
管財課長	……………	矢野 量久	都市整備課長	……………	添田 勝春
上下水道課長	……………	前田 友博	学校教育課長	……………	川畑 廣典
社会教育課長	……………	太田 一男	こどもみらい課長	……	入江 和美

10時00分開議

○議会事務局長（太田美和）

起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

本日の議事日程第2号を表示しておりますので、御確認ください。

○議長（古賀ひろ子）

改めて、おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第41号

○議長（古賀ひろ子）

日程第1、議案第41号 財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹下シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（竹下健一）

失礼いたします。議案第41号 財産の取得について。上記の議案を別紙のとおり提出する。
令和7年12月3日、宇美町長安川茂伸。

提案理由でございますが、国特別史跡である大野城跡の史跡地保存を目的とし、宇美町大字炭焼の民有地を購入するに当たり、宇美町町有財産の取得管理及び処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

資料の2ページをお願いいたします。

財産の取得について。

1、取得する財産、国特別史跡大野城跡地内。所在地、宇美町大字炭焼字毘沙門1106番2。種類等、土地（山林）7,425平米。2、取得価格1,425万円、うち土地代1,340万円、立木代85万円。3、代金の支払方法、所有権移転登記完了後、譲渡者の請求により支払う。

4、財産の所有権移転登記の時期、所有権移転登記の時期につきましては、契約締結後速やかに行う。5、契約の相方につきましては、記載のとおりでございます。

資料の3ページをお願いいたします。

図面を添付しておりますが、図面の紫色の部分が今回財産を取得する場所でございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

資料の3ページに、紫に塗ってある場所、これは今回買い上げる場所だと思いますけれども、この取得する面積、また取得する場所についてお尋ねいたします。

この事業は、国の補助率も大変高く、積極的な買上げを進めていくことが大事だろうと、これは思っています。

ただし、いつまでこの国の補助金が継続していくのか分からないと思いますしね。ずっと続けば、少しずつでも買い上げていく、この方針でいいと思いますけれども、買えるうちに買っておくということが、やっぱり大事じゃないかなと思っております。

なぜ、この場所で、この面積なのか。そして、この金額なのか。根拠というのを示していただけませんか。

○議長（古賀ひろ子）

竹下課長。

○シティプロモーション課長（竹下健一）

買上事業につきましては、昭和45年度から公有化に取り組んでいるところでございます。これまで土地の所有者からの申請に応じて購入を行っているという状況でございます。

ですので、今回も土地の所有者からの買上げの希望がございまして、この土地の分の協議ということをしていただき購入するという内容になっているところでございます。

実際、今後、買上げについては、また現在、福岡県のほうが大野城跡保存活用計画も策定しておりますので、そういった計画を参考に今後はまた計画的に購入をしていきたいというふうに考えているところでございます。

土地の価格につきましては、今回は不動産鑑定評価額ということで、業者のほうに委託して算定していただいている状況でございます。ちなみに、1平米当たり1,800円というところになっているところでございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

今、土地の所有者からの申出によりということなんです。ただ、さっきも言ったように、この補助金というのは、ずっと継続するならそのパターンでいいと思いますけれども、本当にいつまで続くのかなど、この補助金がと思っております。

お尋ねします。もっと面積を増やすことは可能だったのかどうか、説明していただけませんか。

○議長（古賀ひろ子）

竹下課長。

○シティプロモーション課長（竹下健一）

土地を増やすことが可能かということなんですけれども、先ほどちょっと申し上げた部分と、すみません、重なりますけれども、現在、土地の購入については、本当に土地の所有者からの希望というところに応じてというところがございまして、これに応じて対応しているというのが現状でございます。

なので、先ほどちょっと回答した分と度重なりますけれども、今後はそういったところも含めてですけど、県が計画を考えておりますので、そういったことも参考にしながら、国と県と協議を行いながら公有化に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。5番、平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

私のほうから、1点だけ気になるところがありますので。

この赤枠は相当エリア、面積が広うございます。既に50年前からですかね、40年前から財産の取得をしておりますが、赤枠を100とした場合、財産の取得がどれぐらい1割とか5割とか、その辺が気になります。その1点だけ教えてください。

○議長（古賀ひろ子）

竹下課長。

○シティプロモーション課長（竹下健一）

公有化についてなんですけれども、今回の分、買上げを行うことで全体の約85.1%が公有化というところになります。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子）

11番、藤木議員。

○議員（11番 藤木 泰）

今、公有化率を言われたわけですが、以前、公有化の地図を添付していただいていたような気がするんですが、要は土塁の内部を先に購入しようというような話で、以前から進んでおるわけですが、積極的なその土塁内部の購入、以前からそういう土塁の内部を先に買い上げてしまって、どうしても買えないところ、田畑等がありますので、無理なところも多分あるだろうとは思いますが、その辺の考え方。

それと、資料として公有化の地図を次回からつけていただきたい。どの辺がまだ私有地で残っているのかということも、議員として参考として知りたいところでございますので、その辺の回答と次回からの要望ということでお願いしたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子）

竹下課長。

○シティプロモーション課長（竹下健一）

失礼いたします。すみません、資料につきましては、今回購入するところの部分だけということで、購入した部分と、あと今後買上げが必要な分の民有地の部分というようなところ。すみません、今回の資料については、そのところが分けたような形での表記というのができていなくて、大変申し訳ございません。

今後、そういったところにつきましては、資料の分については改めて見直しをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

購入については、先ほども本当、度重なるところで申し訳ないんですけれども、やはりこれ購入に当たっては、今、申出というところがありますが、先ほどお話しのとおり、県のほうが、この大野城跡というところをどのような形で保存していくのかということを踏まえての計画を策

定するという事になっておりますので、その計画を基に今後、購入というところもどのような形で進めていくかということは国、県と協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第41号 財産の取得についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第42号

○議長（古賀ひろ子）

日程第2、議案第42号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。太田社会教育課長。

○社会教育課長（太田一男）

失礼いたします。議案第42号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について。

令和7年3月6日付け議案第8号をもって議決された令和6・7年度武道館外壁・屋根及び内部等改修工事の工事請負契約締結に係る議決内容の一部を次のように改めるものでございます。

令和7年12月3日提出、宇美町長安川茂伸。

2、契約。請負契約額中2億5,630万円を、2億7,544万円に改めるものとなります。

提案理由でございますが、令和6・7年度武道館外壁・屋根及び内部等改修工事を施工中のところ、内外装工事、1階床張替工事、屋外排水管工事及びその他工事の増工に伴い、工事請負契約の内容を一部変更する必要が生じたため、宇美町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定

により、議会の議決を求めるものでございます。

2ページ、参考資料1をお願いいたします。

1、変更の概要でございます。請負契約額、変更前2億5,630万円、変更後2億7,544万円、増減1,914万円、割合にしまして7.468%の増額となるものです。

内訳につきましては、①内外装工事。外壁劣化補修の変更、光庭はり囲い張替え、既存キュービクル塗替え及びらせん階段塗替えなどの変更理由から335万5,000円の増額。

②1階床張替工事。1階剣道場床張替えの変更理由から1,318万5,000円の増額。

③屋外排水管工事。屋外排水管（污水）の改修の変更理由から67万円の増額。

④その他工事。軒天井換気口取替え、収納棚扉及び底板の改修、鋼製建具ドアクローザー改修、3階機械室改修、外構工事の変更などの変更理由から193万円の増額となっています。

2、工期につきましては、令和7年3月11日から令和7年12月19日までの284日間、変更はございません。

3、工事請負人については、記載のとおりでございます。資料3ページ、参考資料2には外壁劣化補修等の変更内容を、資料4ページには1階剣道場床張替え等の変更内容を、資料5ページには3階機械室改修等の変更内容を、資料6ページには外構工事の変更内容をそれぞれ項目ごとに示しております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第42号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第43号

○議長（古賀ひろ子）

日程第3、議案第43号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

議案第43号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について。

令和7年6月10日付け議案第29号をもって議決された令和7年度宇美東中学校校舎外壁等改修工事の工事請負契約締結に係る議決内容の一部を次のように改める。令和7年12月3日提出、宇美町長安川茂伸。

2、請負契約額中1億8,480万円を2億669万円に改める。

提案理由ですが、令和7年度宇美東中学校校舎外壁等改修工事を施工中のところ、外壁改修工事の増工等に伴い、工事請負契約の内容を一部変更する必要が生じたため、宇美町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

では、変更内容の説明を行いますので、2ページ、参考資料1を御覧ください。

1、変更の概要ですが、契約額変更での増減額は2,189万円、11.85%の増額となるものです。

変更内容ですが、①から④までの4点の変更となります。

初めに、①外壁改修工事での変更は、施工数量の増による増額です。次に、②電気設備工事での変更は、電気設備配管の更新による増額。さらに③建具等改修工事は、扉取替え、サッシ調整等による増額。最後に④その他では、その他施工数量の精算等による増額となっております。

2、工期及び3、工事請負人は変更ありませんが、参考として記載しております。

続いて、3ページ、参考資料2を御覧ください。

変更が生じた施工内容と写真を添付しております。左上に変更された改修工事の内容と数量を記載しておりますが、外壁改修では露筋・欠損処理、ひび割れ補修において、それぞれ記載のとおり増工となっており、モルタル浮き・塗膜浮き補修では減工となっておりますが、全体としては増工・増額となっております。

中でも1、露筋・欠損処理、2、ひび割れ補修の増については、1階部分や屋上など打診等で調査できる範囲の結果に基づいて数量を基礎としまして、4階建てということで4倍にした後、補正係数を掛けて算出しておりましたが、特に上層階において箇所数が増えたことから数量が著しく増えることとなっております。

今後の外壁等の改修工事においては、今回の補正係数等をどのように設定していくかを参考に

しながら、関係課の協力を仰ぎながら、検討・決定してまいりたいと思っております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第43号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第44号

○議長（古賀ひろ子）

日程第4、議案第44号 指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。藤木地域コミュニティ課長。

○地域コミュニティ課長（藤木義和）

それでは、御説明をさせていただきます。

議案第44号 指定管理者の指定について、御説明申し上げます。宇美町働く婦人の家の指定管理者に指定をするものでございます。

提案理由でございますが、宇美町働く婦人の家の指定管理者を指定するに当たりまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書を御覧ください。

1、指定管理者、福岡県糟屋郡宇美町宇美二丁目1番11号、社会福祉法人宇美町社会福祉協議会。会長名は記載のとおりでございます。

指定期間、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとなっております。

2ページを御覧ください。参考資料により御説明させていただきます。

1、施設の概要でございます。名称は、宇美町働く婦人の家し〜ず・うみ。所在地は、宇美町平和一丁目14番1号。開館日は、平成元年5月2日でございます。

2、管理の状況につきましては、委託管理の期間と指定管理の期間がそれぞれございまして、管理委託につきましては、委託先が宇美町社会福祉協議会、期間が開館から平成18年8月末日まで。指定管理につきましては、指定先が同じく宇美町社会福祉協議会、期間が平成18年9月1日から現在までとなっております。

3、指定管理者の候補者の選定。

(1) 選定までの経緯につきましては、令和7年10月9日に、第1回宇美町指定管理者選定検討委員会が開催され、公募によらない方法での指定管理者の候補者の選定を決定しております。

これを受けまして、同年10月14日に指定管理者の候補者である宇美町社会福祉協議会に対しまして、指定管理者指定申請書の提出を依頼しまして、同年10月24日に指定管理者の候補者である宇美町社会福祉協議会から指定管理者指定申請書が提出されましたので、施設の運営方針、事業計画内容、団体としての経営状況を精査しまして、問題がないことを確認しております。

その後、同年10月28日に第2回の宇美町指定管理者選定検討委員会が開催され、宇美町社会福祉協議会を指定管理者の候補者として選定したものでございます。

(2) 宇美町社会福祉協議会が候補者として選定された主な理由でございます。

まず、第1点としまして、開館当初から現在まで働く婦人の家の運営に一貫して携わっており、施設の設置目的を十分踏まえた運営手法を確立していること。

第2点、常に地域や利用者からの意向に根差した施設運営を心がけており、地域住民や利用者から高い信頼と評価を得ていること。

第3点は、施設の管理や利用料の徴収、各種講座など多岐にわたる業務を滞りなく遂行しており、サークル等の活動に支障を来していないこと。

第4点は、当初から現在に至るまで管理上の事故を起こしていないことなどでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

働く婦人の家は、社会福祉協議会とも長年本当によくやっただいていて、本当に感謝いたします。

その様子というのは、やはりし〜ず・うみフェスタとかに行きますと、本当、利用者の方と指定管理を受けられた社会福祉協議会との信頼関係が手に取るように分かるということで、この2ページの下の部分、候補者として選定された理由というのはよく伝わってきます。これはオー

ケー。

あと本来名称が、働く婦人の家ですからね。女性の社会進出、そういったものをきちんと後押しするような、例えば講座とか、事業というのが展開されると思います。そのあたりの評価というのは、ちょっと課題じゃないかなと私は思っていたんです。

指定されるに当たって、そういった本来働く婦人の家を持つ機能強化というところ。今言ったような、女性の社会進出そういったところのプログラムあたり、何か改善されるようなところがあるのかどうか、説明していただけますか。

○議長（古賀ひろ子）

藤木課長。

○地域コミュニティ課長（藤木義和）

お答えをさせていただきます。

社会進出というところで行きますと、資格の取得とか、そういったものが考えられるんですけども、資格の取得につきましては、現在、多種多様な資格の取得方法がございます。

例えば、個人の時間を尊重したインターネットでの資格の取得であったり、そういったものが今普及しておりますので、今回、利用者の要望が特に多いのが、民事に関わる法律相談とか、そういった講座、それから資産運用形成に関わる新N I S Aの講座などが過去にも行われております。

令和8年度の事業の予定で行きますと、継続して法律相談を実施したり、お金にまつわるお話というような講座を形成する。今の時代のニーズに合ったような事業展開を今後も進めていく予定としております。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第44号 指定管理者の指定についてを採決します。本案を原案のとおりに決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第45号

○議長（古賀ひろ子）

日程第5、議案第45号 宇美町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。石川環境課長。

○環境課長（石川和男）

失礼いたします。議案第45号 宇美町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。

提案理由でございますが、一般廃棄物として排出される資源物の適正な収集及び再資源化を確保するとともに、資源物の持ち去り行為の防止を強化することについて、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

2ページが改正文、3ページから5ページが新旧対照表、6ページが参考資料となっております。

改正する条例の内容につきましては、6ページの参考資料で説明をさせていただきます。

1、改正の趣旨でございますが、近年、一般廃棄物の収集・運搬の委託または許可を受けた者以外の者による資源ごみの持ち去りや抜き取り行為が社会問題となっております。本町においても、アルミ缶や金属類などの資源ごみが持ち去られる事案が発生しており、町民から通報が寄せられています。

こうした状況を踏まえまして、資源ごみの持ち去り行為を禁止し、対策を講じる必要があることから、資源物の所有権を明確にして罰則規定を設けるものでございます。

2、改正内容でございます。

まず（1）資源物の所有権ですが、所有権は町に帰属するものとし、委託を受けた者以外の者は、資源物を収集・運搬することはできない。

次に、（2）罰則等でございますが、委託を受けた者以外の者が、条例に違反して資源物を収集し、または運搬したときは、これらの行為を行わないように命じ、命令に違反して禁止行為を行った者は5万円以下の過料を科すものでございます。

次に、過料までの流れになりますが、パトロール等により持ち去り行為を発見したときは、行為を行った者に対しまして、収集・運搬禁止命令を発令いたします。この禁止命令に従わない収集・運搬禁止命令違反を行った場合は、告知・弁明書を交付いたしまして、弁明の余地がない場

合は過料処分のお知らせを行い、過料納入の手続となります。

最後に、この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。2番、安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

2番、安川禎幸です。非常に今、資源物の持ち去りというのが多発しているというところで、私のところにも住民の方から相談があったりということもございます。

何か不審な車両が猛スピードで資源物を持ち去って、また猛スピードで去っていくと非常に危なかったりするというふうな声も聞いているところです。非常にタイムリーな制定だと思います。

資料にございます過料までの流れというのがございます。ここで説明をなされているわけですが、こういう事案に対して具体的にどういうふうな対応策をとられるのかお尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子）

石川課長。

○環境課長（石川和男）

資源物の持ち去り行為につきましては、町民の方から通報を受けているというような状況でございます。通報を受けまして情報提供といいますか、持ち去られた地域とか時間帯、そういったものを聞き取りしながら、資源物につきましては月2回の収集日がございますので、翌月とかにそうやって持ち去られた地区を重点的に職員によるパトロール、夜間巡回を行っておるところでございます。

また、持ち去り行為を発見した場合につきましては、これまでは口頭での注意ということでしたが、今回、条例を施行することにより、そういった禁止命令というのでも発することができまし、そういったことで過料を科すこともありますよというような喚起を行いながら対応を行っていきたいというふうに考えています。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

非常に心強い答弁でございました。せっかくこういう条例をつくりましたので、宇美町で持ち去ったら罰金を取らるるばいというふうな機運を醸成するというのも大事だと思いますので、PRのほうをよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

2ページの第24条なんです。違反して禁止行為を行った者は、5万円以下の過料にするとある。これは、はっきり言って窃盗に当たるんじゃないかなと思います。窃盗、資源物を盗むという行為。

お尋ねしたいことは、何で過料にしたのか。過料だったら上限5万円なんですね、こないだ説明を受けましたけれども。

罰金という方法はとれなかったのか。罰金、結構高い金額、罰金の設定できるんじゃないかなと思いますが、なぜ過料にしたのか、罰金じゃないのか。これを説明していただけますか。

○議長（古賀ひろ子）

石川課長。

○環境課長（石川和男）

過料につきましては、自治法に基づくといいところで過料いいところを設定させていただいております。

罰金に関しても、そういった設定いいのはできるんですけども、やっぱり罰金刑となると、やっぱり裁判とか、そういったものを經由する必要があるということで、例えば、捜査、立件、公判といったようなことで、時間を非常に要するといったところで、過料いいところで行政の判断で執行できるということで過料いい選定をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。5番、平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

私のほうから1点。やはり見える化ということは大事だと思います。

過料5万円、これを知らない人に対して周知すると、知らせる、見える化。この地区は、そういうスチール盗難が多いいいところに看板を上げるとか、1回手前どもの地区で、そういう録画を見ましたけど、フォリナーの方が持ち去ったいい動画を見ましたけど、英語表記とか日本語表記、見える化、いかがでしょう。その全部じゃないですよ、特定の場所に。どうですか。

○議長（古賀ひろ子）

石川課長。

○環境課長（石川和男）

持ち去り行為の周知いいところになろうかと思っています。基本的には、資源ごみ、燃えるごみもそうですけど、個別収集いいところで各家庭の前、前面道路等に排出してもらおういいところが大前提となります。

そういったところで、なかなかここに看板を掲示するとかというのは難しいところがございます。ただ、持ち去りの禁止につきましては、広報それからSNS、宇美町のラインとかいったところで喚起を行っていきたいと思いますし、特にやっぱり持ち去り行為を発見して、その持去者とトラブルになるというようなケースも考えられますので、そういったところも踏まえまして周知を行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第45号 宇美町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第46号

○議長（古賀ひろ子）

日程第6、議案第46号 宇美町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博）

失礼いたします。議案第46号 宇美町下水道条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。令和7年12月3日、宇美町長安川茂伸。

提案理由でございますが、国の技術的助言である標準下水道条例における災害その他の非常の場合の排水設備等の工事に関する規定が改正されたことに伴い、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

2ページには改正条例の本文を、3ページには新旧対照表を、4ページには参考資料となっております。

おります。

改正文の内容につきましては、4ページの参考資料により御説明させていただきます。

まず、改正の目的についてですが、下水道法第25条に基づき、下水道管理者において制定する条例に係る技術的助言である標準下水道条例の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正の内容についてですが、地震等による災害など非常の際、排水設備の復旧を円滑に実施するため、他市町村長等が指定した下水道指定工事店による排水設備工事の施工を可能とするものでございます。

具体的に申しますと、下水道法第25条、下水道管理者において定める条例に係る技術的助言である標準下水道条例第6条におきまして、排水設備等の新設等の工事は市町村長の指定を受けたもの、いわゆる指定工事店でなければ行うことができないことが規定されております。

今回の改正では、令和6年1月に発生しました能登半島地震で多くの家屋の排水設備等が損傷したことや、指定工事店自身も被災したことにより、工事を行うことができる指定工事店が不足し、排水設備等の復旧が遅れることとなったことを踏まえまして、国土交通省におきまして被災地での排水設備等の工事が円滑に実施されるように、災害その他の非常の場合において、市町村がほかの市町村の指定を受けた指定工事店に工事を行わせる必要があると認めるときは、ほかの市町村の指定を受けた指定工事店であっても排水設備等の新設等の工事を行うことができることについて、技術的助言がなされたところでございます。

以上の改正点を宇美町下水道条例に反映するため、第7条の排水設備等の工事の実施に、非常時における排水設備等の復旧工事が円滑に行われることとするために第1項にただし書きを加えるものでございます。

また、この条例の施行期日につきましては、公布の日から施行することと予定しておるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから議案第46号 宇美町下水道条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第47号

○議長（古賀ひろ子）

日程第7、議案第47号 宇美町上水道給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博）

失礼します。議案第47号 宇美町上水道給水条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。令和7年12月3日、宇美町長安川茂伸。

提案理由でございますが、災害その他非常の場合において、給水管等の円滑な復旧工事の実施を図るため、ほかの市町村長等の指定を受けた事業者等が給水装置工事を行うことができるよう、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

2ページには改正条例の本文を、3ページには新旧対照表を、4ページが参考資料となっております。

改正文の内容につきましては、4ページの参考資料により御説明させていただきます。

まず、改正の目的についてですが、令和6年1月に発生した能登半島地震等の災害その他非常の場合において、給水管等の円滑な復旧工事の実施を図るため、所要の改正を行うものでございます。

主な改正の内容についてですが、災害その他非常の場合において、復旧のための給水工事を町長が指定した給水装置工事事業者が実施困難である場合、ほかの市町村長が指定した給水装置工事事業者による給水工事の施工を可能とするものでございます。

具体的に申しますと、令和6年1月に発生しました能登半島地震において、給排水設備等が破損し、水道事業者が管理する排水管を早期復旧はできましたが、個人が管理する宅内配管の復旧が遅れ、水が使用できない状況が長期化したこととございます。

これは、宅内配管が破損した箇所が多かったことや、宅内配管の工事を担う給水装置工事事業者自身が被災したことなどの理由から、各市町村において宅内排水管の工事を行うことができる

事業者の確保が困難な状態となり、復旧が遅れたことが主な要因とされております。

それに対応するため国土交通省では、災害その他非常の場合において早期に宅内配管を含む給水装置の工事を適正に実施するため、給水装置工事事業者の確保が困難と判断されるときは、ほかの市町村長が指定した給水装置工事事業者による給水装置の工事や宅内配管の復旧に対応できることについて技術的助言がなされたところでございます。

以上の改正点を宇美町上水道給水条例に反映するため、第8条の工事の施工に新たに第4項を設け、非常時における給水管等の円滑な復旧工事の実施を図ることとするものでございます。

また、この条例の施行期日につきましては、公布の日から施行することを予定しております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第47号 宇美町上水道給水条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第48号

○議長（古賀ひろ子）

日程第8、議案第48号 宇美町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。矢野管財課長。

○管財課長（矢野量久）

失礼いたします。議案第48号 宇美町手数料条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出いたします。令和7年12月3日、宇美町長安川茂伸。

提案理由ですが、町有地における駐車場の自動車保管場所使用承諾証明書、通称車庫証明の交

付手数料等について、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

次の2ページから6ページまでは改正の条文、7ページから16ページまでが新旧対照表となります。17ページが参考資料となります。この参考資料を基に改正する条例の概要について御説明いたします。

1、改正の概要としましては、駐車場の使用者に応分の負担を求めるため、駐車場の自動車保管場所使用承諾証明書（車庫証明）の交付手数料を定めるものとなります。

2、改正の内容では、（1）自動車保管場所使用承諾証明書（車庫証明）の交付手数料を新設し、交付手数料として1件当たり1,000円を徴収いたします。

（2）別表の整理としまして、別表1と2に分かれていました別表を1つにまとめ整理を行っています。なお、内容に変更等はございません。

（3）手数料の徴収時期についても、先ほどと同様に別表の整理を行ったものでございます。

3、施行期日については、令和8年4月1日からとなります。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第48号 宇美町手数料条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

ただいまから11時まで休憩に入ります。

10時47分休憩

.....
11時00分再開

○議長（古賀ひろ子）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第9．議案第49号

○議長（古賀ひろ子）

日程第9、議案第49号 宇美町行政財産使用料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢野管財課長。

○管財課長（矢野量久）

議案第49号 宇美町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出いたします。令和7年12月3日、宇美町長安川茂伸。

提案理由でございますが、近隣自治体との対比における平準化・適正化を図るため、宇美町が徴収する土地及び建物の貸付けに係る使用料について、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

次の2ページ、3ページは、改正の条文、4ページから6ページまでが新旧対照表となります。7ページが参考資料となります。この参考資料を基に改正する条例の概要について御説明いたします。

まず表中、見出し部分となりますが、左手には現行と同様の令和8年度まで、右手には本運用開始となる令和10年度、中央には激変緩和措置期間として令和9年度となります。

各種算定方法では、現行は土地及び建物。事業者用では、固定資産税課税標準額に1000分の14を乗じた額に4を乗じた額。その他では、固定資産税課税標準額に1000分の14を乗じた額に2を乗じて得た額としていたものを、令和10年度の本運用では、事業者用などの区分をなくしまして、固定資産税評価額に1000分の60を乗じて得た額へ。

次に、家庭菜園では、現行1平方メートルにつき20円を、本運用では宇美町町民農園条例及び同施行規則に準じる額へ。

自動販売機では、現行が固定資産税課税標準額に1000分の14を乗じた額に4を乗じて得た額としていたものを、本運用では1台当たり1平方メートルにつき6,000円と改正するものです。

また、いずれも金額上昇が大きいことから、令和9年度に激変緩和措置として、現行と本運用との中間値の金額を採用することとしています。

なお、住宅用地の特別措置を講じている土地に関しましては、現行の建物が存する限り、現行と同様としております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

これについては、毎年、規定に沿った算出方式で算定してきたんだと。ところが、その近隣自治体の使用料を比較してみたら、宇美町が非常に安かったがという旨が別の機会にそういった説明を受けましたけれども、そういった別の自治体とその当町とのこの使用料の落差について、これを認識したのは大体時期いつぐらいか分かりますか。

○議長（古賀ひろ子）

矢野課長。

○管財課長（矢野量久）

調査しました時期としましては、令和の初めの頃に実は把握はしておりました。ただ、その後、コロナ禍に突入しまして、そのような中に料金の引上げを早々にできるのかという庁内部での議論を行った上で現在に至っているということになります。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

また、その料金改正の説明として、民業圧迫の問題にも触れられておりますが、この民業圧迫の問題については、どれぐらい前から問題になっていたのか。もう少しちょっと詳しい説明をお願いしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子）

矢野課長。

○管財課長（矢野量久）

民業圧迫という問題ですが、これ端的に申しますと、町が貸し付けている料金が低いゆえに、民間の例えば駐車場経営なりで差が出ている、金額的に。そのような御指摘が10年ぐらい前より話はあっておりました。

ただ、例えるなら自治会なりに駐車場、これは地域の迷惑駐車対策防止として使っていない町有地をベースに貸し付けている場合もあるんですが、そういったところを基準に考えますと、ちょっと単なる駐車場経営と異なる、いわゆる環境改善を目的としたものにもなりますので、なかなか金額差を埋めるとか、そういう単純な話じゃなかったというのが、これまでの経過、経緯でございます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

端的に質問します。この条例を施行するに当たって、どれぐらい使用料が増えて町の収入が増えるのか。年度ごとに回答していただけますとありがたいと思っています。

○議長（古賀ひろ子）

矢野課長。

○管財課長（矢野量久）

今まで少しずつ、いわゆる使用料に関しましては、土地の評価額が年々少し今上がっていますので、少しずつ増えてはいるんですけど、結果的にですが令和9年度が激変緩和措置、いわゆる中間値を採用することによって単純な増額、資産で考えますと480万ほど。令和10年度には960万ほど。これが同じ契約の形態が続くという仮定で試算した金額が先ほどの金額となります。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

この問題については、令和の初め頃から検討はしていたけれども、コロナ禍など時節の影響を考えると、これまでちょっと状況を見てきたということでしたが、じゃあそのコロナ禍に比べて今の経済状況がよくなっているのかというと、ちょっとそこら辺はちょっと難しいんですけど、しかし、物価高騰の影響などを考えると、今の経済状況も決していいものではないと。じゃあいつ上げるんだという話になってくるんですけど、一応、激変緩和措置として期間は設けられておりますけれども、ちょっと、それにしても、私は2年ちょっとはあまりにもちょっと短いかなという印象も持ちますので、もう少しこの激変緩和措置の段階というのを設けることはできないのかどうかと、このことについてお尋ねをいたします。

○議長（古賀ひろ子）

矢野課長。

○管財課長（矢野量久）

議員おっしゃられるように、もう少し緩やかに上げていってはどうかという考えも当然、庁内でも検討はいたしました。ただ、これまで知り得た事実からしますと、令和の初期の頃から把握していますし、上げると言ってもタイミング的に合致しないと。じゃあ今現状が、経済状況でどうなのかという点も確かにございます。

ただ、これ一方で、普通の町民の方からすると、安く貸しすぎてるんじゃないかという御指摘

があってもしかりと思います。我々としては、適正な価格で貸し付けるのが、やはり当然の姿だというふうに思っておりますので、現状としては、糟屋地区並びに福岡都市圏の中で、かなり——かなりと言っているか、一番安い金額で貸し付けている現状がございます。これをできるだけ早く、でも段階的な措置も少し加味しながら今回の設定にさせていただいたというふうに捉えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。10番、白水議員。

○議員（10番 白水英至）

私どもの地域なんですけれども、駐車場として町有地借りとするんですね。また、ほかにもたくさん借りてるところあると思いますが、我々のところは炭住跡で、手を入れんと駐車場にならなかったわけですよ。更地を借りてるわけじゃないんですね。

2期目をしたときには、大体150万ぐらいかかってます、造成に。そして、その後、防犯とかの問題が生まれて、防犯灯もつけました。結構かけてるんですね。

それで、周りの状況を見ると、仕方ないところもあるんですが、これ以上、上げないでほしいというか、また何年かするとまた上がるとなると、元も取らないまま借地料が上がってくると大変困るんですが、もうこれ以上上がりませんか、どうですか。

○議長（古賀ひろ子）

矢野課長。

○管財課長（矢野量久）

現状にしましては、現段階で、例えば、我々も周辺自治体の調査しまして、福岡市並びに福岡県、そして、糟屋地区の全市町、そういったところの貸付料金というのを同じ条件の下で算出し、その結果の金額が宇美町が一番安価だったというのがございます。

質問に対しての端的な答えになりますと、現段階では当然今この上げる額が適切だというふうに考えておりますので、すぐに何か上がるというふうな認識は持っておりませんが、長い将来を見たときに上がらないのかという点に関しましては、申し上げられないというところしか言いようがないのかなど。

ただ、算出の仕方で、土地の評価額に対して算出していきますので、地価に連動した価格ということ、地価が上がれば、その分少しは上がっていきます。

今回みたいに、大きく上がるのかという点でいくと、当面の間、上がる見込みは想定していないというふうな形が回答となります。

○議長（古賀ひろ子）

白水議員。

○議員（10番 白水英至）

先ほど造成しましたと言っていますけど、毎年草刈りもしているんですよね。ほかのところもそうかもしれないけど、ですから、本来なら、そこは町が草刈りをしなきゃいかんところを我々は駐車場として借りているから草刈りもしているんですよね。だから、そこんところもちょっと少し大目に見てもらえればなと思うんですけど。

とにかく、もう周りのほかの町とか、周りのことを考えると、これ以上言えないんですけども、お手柔らかにお願いします。あんまり上げないでください。

○議長（古賀ひろ子）

矢野課長。

○管財課長（矢野量久）

先ほど来、お話がありがとうございます、自治会に対して地域の駐車場としてお貸しする場合のお話だと思います。この点につきましては、この説明の中で申し上げておりませんが、自治会に対して駐車場として地域の迷惑駐車防止という観点で自治会のほうで駐車場として使用される場合は、いわゆる料金が2分の1の減免をさせていただきます、現行で。

この改定後においても、一定の減免措置をとりますので、通常にお貸ししているより、そもそも状況、条件が違うというところで御理解いただければと思います。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第49号 宇美町行政財産使用料条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立多数です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第50号

○議長（古賀ひろ子）

日程第10、議案第50号 宇美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

議案第50号 宇美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提出する。令和7年12月3日、宇美町長安川茂伸。

提案理由ですが、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

2ページが条例改正文、3ページが新旧対照表となっております。説明は、この3ページの新旧対照表を使って説明いたします。

改正内容ですが、上位法である児童福祉法において、虐待を受けた児童等への対応の強化を図るための規定の整備が行われております。その改正において、児童福祉法第33条の10に第2項、第3項が追加されたため、引用条項を法第33条の10各号から法第33条の10第1項各号に改正をするものです。

最後に、施行期日は公布の日からとしております。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第50号 宇美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第51号

○議長（古賀ひろ子）

日程第11、議案第51号 宇美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。入江こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

議案第51号 宇美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について。上記の議案を別紙のとおり提出します。令和7年12月3日、宇美町長安川茂伸。

提案理由ですが、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

議案の2ページが条例の改正文、3ページが参考資料でございます。条例の概要につきましては、3ページの参考資料で御説明をさせていただきます。

宇美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の概要です。

1、改正の趣旨及び経緯でございます。

児童福祉法等の一部を改正する法律が公布され、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正が行われたため、関係条例の規定を整理する必要がありますが、現在、宇美町が定めている基準条例は、内閣府令の規定ぶりをそのまま引き写すような形（引き写し形式）で構成されており、この形式では、府令が突発的に改正された場合などに速やかに条例に反映させることが難しく、条例の施行が遅れることで、一定期間、国と町の基準が乖離してしまう弊害があります。

このような状況を改善するため、条例の規定方法を見直し、町の基準は「府令に定める基準の例による」と規定する方式に改めることとしました。

変更する形でございますが、左が現行、右に改正後を示しております。

現行の左側では、府令の内容をそのまま引き写して規定をしており、現在、3章52条立ての条例となっております。

改正後の右側は、府令を参照して運用する形とし、4条立ての条例といたします。

2、施行期日は公布の日からとなります。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第51号 宇美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第52号

○議長（古賀ひろ子）

日程第12、議案第52号 宇美町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。入江こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

議案第52号 宇美町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について。上記の議案を別紙のとおり提出いたします。令和7年12月3日、宇美町長安川茂伸。

提案理由ですが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

議案の2ページが、条例の制定文でございます。

第1条では、この条例の趣旨、第2条では用語の定義、第3条では、設備・運営に関する基準、第4条では暴力団等の排除について定めております。

3ページから4ページが、参考資料でございます。

条例の概要につきましては、3ページ、4ページの参考資料で御説明をさせていただきます。

宇美町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要です。

1、条例制定の趣旨でございます。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律により、児童福祉法の一部が改正され、同法に乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する規定が新設されました。

乳児等通園支援事業は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象に、保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で時間単位で柔軟に利用できる制度で、令和8年度から新たな給付制度として、全国の自治体で実施されます。

この事業に関する設備及び運営に関する基準は、実施主体となる町において条例を定めることとされており、国が定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に従い、条例を制定するものです。

なお、宇美町における乳児等通園支援事業は、本条例の制定後、実施事業者の認可等を行い、令和8年4月から実施予定です。

2、乳児等通園支援事業の概要です。

利用者は、6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないこどもとなります。対象者の認定は、居住する市町村において認定で、利用者からの申請が必要となります。利用時間は、月一定時間までの利用可能枠の中で時間単位で柔軟に利用。利用料は、こども1人につき1時間300円程度で、事業者が徴収をいたします。利用方法等は、実施事業者との直接契約。実施場所は、保育所、認定こども園、幼稚園等となっております。イメージ図を表の下に記載をいたしております。赤の破線で囲んでいるところが対象となりますので、御確認をお願いいたします。

3、条例について。

(1) 条例で定める基準。条例で定める基準は、児童福祉法第34条の16第2項に基づき次の2つに分類されます。

1つは、従うべき基準です。基準の対象となる事項は、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないものとなります。

2つは、参酌すべき基準です。基準の対象となる事項は、地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるものとなります。

(2) 条例で定める基準の事項。(1)で説明いたしました従うべき基準と参酌すべき基準の具体的内容は、表に記載のとおりでございます。

(3) 条例。府令で定められた基準のほか、次に掲げる独自基準の上乗せ及び追加を行います。

独自基準。1つは、乳児室の面積を上乗せをいたしております。内容は、1人当たりの面積基準を、府令基準の1.65平方メートル以上から3.3平方メートル以上とするものです。町独自基準とする理由としては、匍匐を始める時期が特定できないことから、保育所等の基準と同様とするものです。

2つは、暴力団等排除を追加しております。内容は、乳児等通園支援事業者が宇美町暴力団排除条例に定める暴力団員等でないことを求めるものです。町独自基準とする理由としては、暴力団等の参入・影響を排除し、安心して利用できる環境を整備するためです。

(4) 施行期日は令和8年4月1日施行となります。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

資料の3ページ、2番のところ、乳児等通園支援制度の概要についてお尋ねいたします。

利用対象者が、6か月から3歳未満とあるんですね。私もいろいろ経験しましたが、子育ては。例えば、生まれたばかりのこどもをなかなか預けるということはもちろんないと思いますけれども、やはり3か月か4か月、あるいは5か月ぐらいのこども。これとずっと一緒にいますと、物すごいストレスが発生する場合がありますね。特に夜泣きであったり、もう本当に泣き止まないとか、そういった人たちにリフレッシュという意味でも、この制度本当に大事じゃないかなと思っています。

何で6か月からしか預けられないのかということをもっとお尋ねしたいと思います。もうちょっと前倒しでやれるようなことは、町の裁量でできるのかできないのか、そこも含めて回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

入江課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

この6か月というのは、いわゆる国が定めている基準で6か月から満3歳未満ということになっております。

議員の御質問の6か月未満のこどもが預けられないかということに関しましては、この制度で実施する場合、国が定めている基準以外の規定を設ける場合は、町単独での費用ということになります。ですので、宇美町としては、今のところ国の基準に従ったところで実施したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

あと幼稚園とか、そういったところ。幼稚園も園児の確保というのは、非常に気になるところなんでしょうけれども、どのくらいの人数を現在のところ想定しているのか。8年度からスタートなんですけどね。それに対して受けていただける施設というのが充足しているのかどうか。そのあたりの回答をお願いしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子）

入江課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

今年度策定いたしました宇美町こども計画（うみっ子未来プラン）につきましては、このこども誰でも通園制度の見込数というものを出示しております。計画では、1日16人を想定をいたしておりますが、現在、実施要望があっている園の受入体制といたしましては1日8名というところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

これについては、委員会など別の機会でも説明を受け取りますけれども、今直近、最新の状況の中で、このこども誰でも通園制度で手を挙げている保育施設、町立・民間問わずに、どれぐらいの施設がこれ参加表明しているのか、それちょっとお答え願います。

○議長（古賀ひろ子）

入江課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

現在、私立のほうで認定こども園が1園、それから、幼稚園で1園、実施希望が上がっております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

先ほど調査を行った結果、16名ぐらいが希望されるだろうと。それに対して、今言われたようなところで8人しか受け入れられないということになりますと、希望していてもこの制度を受けられないという方が出てくるんじゃないかなと思いますが、そうなるを受けていただける施設を

増やしていく、いろいろ説得も必要でしょう。そのあたりの方針、増えてきた場合の対応策、どのように考えてあるのか、回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

入江課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

見込みとしては16名ということで、現在のところは8名ということで先ほど回答を申しあげましたが、いずれにいたしましても8年4月からの実施ということで、実施状況を踏まえながら、8名で不足する場合においては、現在、宇美町の園長会等もごございますので、そちらのほうにも御相談申し上げながら、実施について協議してまいりたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

私は、原案に反対の立場から討論をいたします。

そもそも条例制定の趣旨として、全てのこどもの育ちを応援するという、だから就労に関わらず保育を保障するんだと、その目的自体は私いいことだと、そういいことだとは思いますが、ただちょっと心配な点が幾つかあって、例えば、月一定時間の中で利用可能だと、柔軟な利用ができると、これメリットとして上げておりますけれども、これあくまでも大人の立場から見たメリットであって、預けられるこどもの立場から見た場合に、安全性とかがきちんと保障できるのかなという懸念があるわけですよ。

毎日、通園している園児の集団の中に、また、そういった日替わりみたいな形で、新しいこどもたちが入ってくると。そうなった場合に、保育士とこどもたちの関係構築というのがちゃんどできるのか。これ難しくなるんじゃないだろうか。それが、ストレスを生み出す大きな要因になっていくんじゃないかという懸念がまずあります。

先ほども申しあげましたけれども、保護者の就労要件にかかわらず公的な責任で保育を保障する、これは大事なことなんですよね。

そのためには、やはり私は保育士の配置基準を抜本的に改善していく。保育を支援するための財政支援の強化こそが、私は最も求められているのだと、このことを申し上げまして反対討論と

いたします。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

次に、原案に賛成者の発言を許します。2番、安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

このこども誰でも通園制度、子ども・子育て支援法の改正の目玉になる大きな事業だというふうに思います。

今までになかった新しい事業を始めるに当たって、制度的には全ての方が満足いける制度じゃないと思いますけど、この条例を制定しないことには、こども誰でも通園制度は実施することはできないわけです。それは、それを実施した上で、いろいろなことについては、今後また協議していくというふうな方策がよろしいのではないかというふうに思います。というところで賛成討論とさせていただきます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで討論を終わります。

これから、議案第52号 宇美町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立多数です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第53号

○議長（古賀ひろ子）

日程第13、議案第53号 宇美町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。八島総務課長。

○総務課長（八島勝行）

それでは、議案第53号 宇美町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

提案理由につきましては、行政手続等における利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率

化を図るため、情報通信技術を利用する方法による手続等に関し、所要の規定を整備する必要が
あることから、議会の議決を求めるものでございます。

議案の2ページから5ページが条例案の本文で、6ページが概要説明資料となっております。
説明につきましては、この概要資料に基づいて行います。

まず、1の条例制定の背景でございますが、国におきましては、法令において書面で行うこと
とされている行政手続をオンラインでも行えるようにするため、情報通信技術を活用した行政の
推進等に関する法律、いわゆるデジタル行政推進法を施行しております。

このデジタル行政推進法は、地方公共団体が独自に定める手続には適用されないことから、本
町においても条例等において書面により行うこととしている行政手続のオンライン化を進めるた
め、同法に準じた内容の条例を制定しようとするものでございます。

次に、2の条例の体系について御説明いたします。

第1条は、条例の目的等を定めたもので、情報通信技術を利用する方法により行政手続等を行
うために必要な事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の
簡素化及び効率化を図り、もって町民生活の向上に寄与することを目的としております。

第2条は、この条例において使用する用語の意義を定義したものでございます。

次に、第3条は、電子情報処理組織による申請等について定めたものでございます。

他の条例等の規定により、書面により行うこととされている申請等の手続について、規則で定
める電子情報処理組織を用いることにより、オンラインで行うことを可能とすること。署名が必
要な手続については、電子署名による代替を可能とすること。使用料及び手数料の納付について、
電子納付を可能とすることなどを定めております。

第4条は、電子情報処理組織による処分通知等について定めたもので、本来、書面で行うこと
とされている処分通知等についても、本人の同意がある場合についてはオンラインによる通知を
可能とするものでございます。

第5条は、電磁的記録による縦覧等に定めたもので、条例等により書面により行うこととされ
ている縦覧等についても、電磁的記録を用いた方法によりオンラインで縦覧等を行うことができ
るようにするものでございます。

第6条は、電磁的記録による作成等について定めたもので、本来書面により作成または保存す
ることとされているもの、例えば、処分に関する通知書や管理する台帳等の作成を電磁的記録に
より行うことを可能とするものでございます。

第7条は、この条例の適用除外となる事由について定めたもので、オンライン化、デジタル化
に適さない特別な事情のある手続等については、本条例の適用外とすることを規定しております。

第8条は、添付書面等の省略について定めたもので、町の機関が他の制度などを通じて添付書

面等に記載されている情報を入手し、または参照することができる場合には、他の条例等の規定にかかわらず、その添付を不要とすることができることを規定しております。

第9条は、情報通信技術を活用した行政の推進状況の公表について定めたものでございます。

第10条は、委任について定めたもので、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとしております。

最後に、施行期日ですが、本条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

この条例を制定した後、窓口の例えば負担軽減、職員の負担軽減、こういったものがしっかり図られるのかどうかすごく気になります。

逆に、いろいろシステムのいろいろ扱ったり負担が増えるようじゃ本末転倒になると思います。どのくらいの負担軽減が図られると考えていますか。

○議長（古賀ひろ子）

八島課長。

○総務課長（八島勝行）

この条例を制定することによりまして、様々な手続をオンライン化することが事務的に容易になると考えております。

現在もホームページ約50程度の手続オンライン化を公表しておりますが、これがどんどん進捗することによって、いずれかの時点で窓口に来られる方が大分減ってくるということで、窓口職員の負担は減ると考えています。

ただ、そのオンライン手続を行うためのシステムの準備、それは懸念されているかと思いますが、現在導入しているオンライン化のシステムにつきましては、ほとんどの職員が直管で作成できるようなものを準備しておりますので、作成にかかる負担というのはそんなに大きくないのではないかと考えております。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにありませんか。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

行政手続をオンライン化して窓口に行かなくてもできるようにするということは時代の要請もあるし、私は大いに推進していくべきではないのかなと思いますが、ちょっと一応、念のためちょっと確認したいんですけど、これマイナンバーシステムとのかかわりで、例えば、オンライン

手続をするためにマイナンバーカードを登録していないと使えないとか、そういったことはないですか、大丈夫ですか。

○議長（古賀ひろ子）

八島課長。

○総務課長（八島勝行）

オンライン手続の内容にもよるんですけども、基本、マイナンバーカードがないとできないというものではないと思います。ただ、本人確認を厳格にするとか、そういった手続につきましては、マイナンバーカードの公的個人認証、この仕組みを使って本人確認を行うことからマイナンバーカードがないとできないものも幾つか存在することにはなっております。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

先ほどの回答の中で、マイナンバーカードを使わなくてもできると。そのあたりでマイナンバーカードというのは自分しか使えないものですよね、基本的にはね。いろいろ詐欺の事件なんかも全国で多発していますけれども、そういった個人情報の取得に関しては、セキュリティーは大丈夫なのか。第三者が申請して受け取れるような情報、そういったものはあるのかないのか。個人情報が外部に漏れることが、あるのかないのか、そこを回答していただけませんか。

○議長（古賀ひろ子）

八島課長。

○総務課長（八島勝行）

情報の安全性の確保につきましては、当然第一に考えておるところでございまして、今回導入しましたオンライン申請のシステムにつきましては、LGWAN—ASPとあって、地方公共団体のネットワーク、インターネットと違うところのネットワークでございしますが、その中にデータを転送できるような機能を持っております。

ですから、情報については、インターネット上に誰でもアクセスするような場所に置いているものではございませんので、そこから情報が漏れるということは基本ないというふうに考えております。

あと、なりすまし、そういったものの危険性につきましては、当然、考えていかなければならないと思いますが、特に本人確認が重要なものにつきましては、先ほど申し上げましたが、例えば、マイナンバーカードによる本人確認を行うとかいうことで、本人からの申請であることが担保された上での手続を進めるということになりますので、誤った形での交付とかいうのはないようになるものと考えています。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第53号 宇美町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

タブレット設定のため暫時休憩します。

11時45分休憩

.....

11時47分再開

○議長（古賀ひろ子）

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第14. 議案第54号

○議長（古賀ひろ子）

日程第14、議案第54号 令和7年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。野田住民課長。

○住民課長（野田幸二）

それでは、議案第54号について御説明いたします。

予算書の3ページをお願いします。

議案第54号 令和7年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ87万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億7,853万6,000円とするものです。

本補正予算につきましては、人事異動等に伴う人件費の増額と令和6年度の決算による繰越額の確定に伴う補正が主なものです。

それでは、歳出から御説明いたします。12ページ、13ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費67万2,000円の増額は、人事異動等に伴う職員人件費の整理や、不足が見込まれる時間外勤務手当の補正を行うものです。

次の2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金19万8,000円の増額は、令和6年度の繰越金の確定に伴い補正を行うものです。

続いて、歳入の御説明をいたします。10ページ、11ページをお願いします。

3款1項1目一般会計繰入金67万2,000円の増額は、歳出の一般管理費の増額に伴い補正を行うものです。

次の4款1項1目前年度繰越金19万8,000円の増額は、令和6年度の決算により前年度繰越金の額が確定したことに伴い補正を行うものです。

最後になりますが、14、15ページに給与費明細書をおつけしていますので、御確認ください。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入歳出一括質疑と総括質疑という順序で審議を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。

それでは、歳入歳出一括質疑に入ります。質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

13ページ、時間外勤務手当72万円と計上されています。今、時間外を組むんですね。12月、1月、2月、3月、4か月弱の間で72万円と。どうなんですか。お一人の金額ということで考えていいんですか、2人分なんですか。そういった人数をまず報告してください。何人分の時間外ですよということで、お願いします。

○議長（古賀ひろ子）

野田課長。

○住民課長（野田幸二）

この時間外勤務手当の対象の人数でございますが、後期高齢者の担当している職員は2名でございます。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

2名分だとしても4か月間で1人30数万円になってくると思いますけれども、人間足りているんですかというのは率直な質問です。余り時間外が多いと、もちろん働いた分には、きちんとお支払いしなくちゃいけない、これは当然のことなんですけれども。時間外ちょっと多いんじゃないかなと、ちゃんと人間足りているのかな。余りに負担が大きいんじゃないかなというのが懸念するところでございます。大丈夫なんですか。回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

野田課長。

○住民課長（野田幸二）

今年度につきましては、被保険者数の増による窓口や電話問合せの増や、マイナ保険証制度施行による事務増、システムの標準化に関する事務など通常余りない業務が非常に多くなっていますので、そういったことから時間外が増えている状況でございますが、これも3月までで通常の業務に戻れば、人数としては足りているということでございます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。歳入歳出一括質疑を終わります。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。総括質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第54号 令和7年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。
ただいまから13時まで休憩に入ります。

11時53分休憩

.....
13時00分再開

○議長（古賀ひろ子）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第15. 議案第55号

○議長（古賀ひろ子）

日程第15、議案第55号 令和7年度宇美町上水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博）

失礼いたします。議案第55号 令和7年度宇美町上水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

予算書の3ページをお願いいたします。

第2条で、収益的収支の収入におきまして、既決予定額7億6,973万6,000円を465万1,000円減額補正いたしまして、7億6,508万5,000円に。支出で既決予定額7億4,659万6,000円を1,506万6,000円減額補正いたしまして、7億3,153万円とするものでございます。

第3条では、資本的収入におきまして、既決予定額6,831万8,000円を1,446万9,000円減額補正いたしまして、5,384万9,000円とするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億5,690万3,000円は、現年度分損益勘定留保資金、繰越利益剰余金処分額及び現年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填することといたしております。

第4条では、職員給与費を1,506万6,000円減額補正するものでございます。

第5条では、新たに他会計からの補助金について定めております。

資料につきましては、予算書の18ページに事業一覧表を添付していますので、御参照をお願いいたします。

それでは、予算書の6ページ、7ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入におきまして、1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益1節水道使用料5,731万2,000円の減額は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている町民や事業者の負担軽減のため、令和7年8月から10月までの3か月間、上水道基本料金を減免したことによる減額補正でございます。

2項営業外収益2目補助金1節他会計補助金5,210万1,000円の増額は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した上水道基本料金3か月の減免措置分について、一般会計から補助金として受け入れるものでございます。

3目負担金1節他会計負担金56万円の増額は、消火栓等に付随した修理に要する費用について、一般会計より負担金として受け入れるものでございます。

支出に移りまして、1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費の1節給料、2節手当、4節報酬、5節法定福利費まで合わせまして601万4,000円の減額は、浄水場職員及び会計年度任用職員の人件費の整理を行うものでございます。

3目総係費の1節給料、2節手当、5節法定福利費まで合わせまして905万2,000円の減額は、職員人件費の整理を行うものでございます。

予算書の8ページ、9ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入におきまして、1款資本的収入5項国庫補助金1目国庫補助金1節国庫補助金1,446万9,000円の減額は、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の配分額が決定したことに伴う減額補正でございます。

今回の補正により、本年度の収支は1,440万円余の純利益が見込まれるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。収益的収入支出及び資本的収入の一括質疑と総括質疑という順序で審議を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。

それでは、収益的収入支出及び資本的収入の一括質疑に入ります。質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

まず1点目が7ページになります。

給料だけで453万円の減額と、手当も入れたら600万ぐらいですか。これは何ですか、人員を削減されたんですか。そのあたりの理由をちゃんと説明してください。

○議長（古賀ひろ子）

前田課長。

○上下水道課長（前田友博）

この原水及び浄水費の600万円ほどの減額につきましては、令和7年当初予算編成時は浄水場職員が3名、会計年度職員が3名の計6名で計上させていただいておりました。しかしながら、7年4月1日付の人事異動に伴いまして、浄水場職員1名が減となりまして、また勤務体制を確保するために、会計年度任用職員1名を増というところで、人件費等の整理を行ったものでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

分かりました、そこは。

18ページに、基本料金の減免ということで3か月分、ここに入ってこなかった金額5,731万2,000円となっています。これに対して、その下、5,210万1,000円しか入っていないんですよ。なぜこういった差額が出るのか、浄水場に住民の皆さんが使用された水道料金、減免分が入ってこなかった、これは分かるんですよ。普通だったら、その分は全額補填されるべきだと思うんですけども、なぜここに520万円もの差が生じているのか。補助金できちんとその分、きちんと穴埋めするべきじゃないかなと、企業会計ですから、それができなかったのか、そういった理由も含めて回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

前田課長。

○上下水道課長（前田友博）

この分につきましては、上水道基本料金の減免は、令和3年度にまず新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これを活用して3か月間減免を実施いたしまして、以降、本年度まで4回実施させていただいています。

形態は今年度と一緒のように、水道料金の分につきましては、給水収益のほうは消費税を込んだ金額で減額させていただき、交付税については消費税を抜いた金額で受け入れているという形で4年間それで行っているものでございます。

通常であれば、上水道事業者が水道を供給し、利用者からその対価として水道料金を得ること

によって消費税が課税されるわけでございますけど、交付金を活用して、水道基本料金分を減免措置したことによりまして、当初予算計上しておりました給水収益である水道使用料の税込み5,731万2,000円が減額となっております。

対しまして、臨時交付金は給水収益の減少分を補うものでございますので、減免部分は利用者からの対価を得ていないということから、消費税抜き水道使用料を補填されるということになっております。なお、上水道事業会計における収益計算は税抜きで処理を行っていること、また、この基本料金を減免することで、売上げに係る消費税も連動して減少となること、そういうことこの理由も伴いまして、今回、一般会計からの消費税抜きの金額5,210万1,000円を受け入れたということになっております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

消費税分と理解しましたけれども、一般会計からの繰入金ですね、これは交付金全額を使っているということで分かりますけれども、ただ、この520万の差額というのがどうも納得いかないんですよね。企業会計でそこで完結してしまったら、収益が520万減ということになるんじゃないかなと思います。

この分は一般会計、一般財源の中から出してもよかったんじゃないかな。それを出せなかった理由というのは何かというのを聞きたいんですよ。

交付金を充てるというのは基準が決まっていますから、そこは充てられなかったかもしれないけど、この消費税分に一般会計の一般財源から移すということはできたのか、できなかったのか、できなかった理由まで回答していただけたらと思いますがいかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

工藤企画財政課長。

○企画財政課長（工藤正人）

基本的には、この事業で費やした経費というのは全額交付金を使ってでもやれるというふうには思っています。

これは企業会計のほうの会計処理のほうの問題というか、課題があって、水道使用料の消費税分は一般会計からはもらえないという、企業会計側の判断から、一般会計側からすると、これだけ使用料が減になったので、これだけ全部補填してくださいと言われれば補填はできます。できますけども、今言いました企業会計側の会計処理の問題から、その分は請求ができないというところで、請求があっている分がこの消費税抜きで繰り出しをこれだけお願いしますときています

ので、一般会計のほうからは何ら払えない理由とかいうのは全くないというところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

今、請求があれば払えますよと、請求はしたんですか。しなかった理由というのをちょっと明確に言っていただきたいんですけどいかがでしょう。

○議長（古賀ひろ子）

前田課長。

○上下水道課長（前田友博）

上水道事業会計が請求していなかった理由と申しますが、先ほど若干触れさせていただきましたが、収益計算税抜き処理とさせていただいております。それと、基本料金減免することで売上げに係ります消費税、これを計算いたしますと、消費税分をいただいたとすると高い消費税を支払わなくちゃいけない。まだ現時点では連動して減少していると、いわゆる収益として、対価としていただいているわけではございませんので、それが減少しているということの計算結果もございまして、令和3年度の開始のときより消費税分を請求していないという形で今までさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。収益的収入支出及び資本的収入の一括質疑を終わります。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。総括質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第55号 令和7年度宇美町上水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第56号

○議長（古賀ひろ子）

日程第16、議案第56号 令和7年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博）

失礼いたします。議案第56号 令和7年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

予算書の3ページをお願いいたします。

第2条で、収益的収支の支出におきまして、既決予定額8億7,458万7,000円を291万6,000円増額補正いたしまして、8億7,750万3,000円とするものでございます。

第3条では、職員給与費を10万円減額補正するものでございます。

それでは、予算書の6ページ、7ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の支出におきまして、1款下水道事業費用1項営業費用2目流域下水道維持管理負担金1節流域下水道維持管理負担金301万6,000円の増額は、多々良川流域下水道維持管理に要する費用が、人件費や物価高騰など社会情勢の変化に伴いまして、令和6年度の維持管理費に生じた赤字分を福岡県及び関連6町で負担するものでございます。

3目総係費の1節給料、2節手当、5節法定福利費まで合わせまして10万円の減額は、職員給与費等の人件費の整理を行うものでございます。

今回の補正により、本年度の収支は8,823万円余の純利益が見込まれるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。収益的支出の一括質疑と総括質疑という順序で審議を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。

それでは、収益的支出の一括質疑に入ります。質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。収益的支出の一括質疑を終わります。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。総括質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第56号 令和7年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第57号

○議長（古賀ひろ子）

日程第17、議案第57号 令和7年度宇美町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。工藤企画財政課長。

○企画財政課長（工藤正人）

それでは、議案第57号 令和7年度宇美町一般会計補正予算（第5号）の説明をさせていただきます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和7年度宇美町一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出それぞれ3億9,912万2,000円を追加し、予算総額を168億9,689万円とするものです。

また、第2条で債務負担行為の補正、第3条で地方債の補正を提案いたしております。

なお、各款にわたります人件費の補正につきましては、説明を割愛させていただきますので、

御了承いただきたいと思ひます。

歳出から説明をさせていただきます。資料につきましては、データ、すぐ下にあります12月議会議案資料綴一般会計補正予算（第5号）事業一覧表を御参照いただきたいと思ひます。

それでは、予算書の26、27ページをお願いします。

1款議会費1項議会費1目議会費、001議員報酬等では、議員の辞職及び長期欠席に伴い、議員報酬を213万8,000円、議員期末手当を62万3,000円減額、003議会運営経費では不足が見込まれる会議録調製業務委託料を23万3,000円増額しています。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、次の28、29ページ、002人事秘書関係経費は、不用額の減額整理、003福利厚生・職員研修費では、研修参加者の増に伴い、福岡県自治振興組合市町村職員研修所負担金を7万円増額しています。次の005総務事務関係経費は、不用額の減額整理となっています。

2目文書広報費、003法制支援事業費も不用額の減額整理です。

5目財産管理費、001庁舎維持管理費は、不足が見込まれる電気代を163万6,000円増額、次の005JR宇美駅前広場運営経費も不足が見込まれます電気代を12万8,000円、水道代を1万3,000円増額しています。

6目企画費、005ふるさと宇美町応援寄附事業費では、寄附額を9億円と想定しまして、若干の余裕を持って、広告料500万円。次の30、31ページ、ワンストップ特例受付代行手数料406万9,000円、運營業務委託料9,912万8,000円などの増額を行っています。

010企業版ふるさと応援寄附事業費は、今回、寄附金を1,000万円増額補正していますので、運営代行手数料をその22%に当たります220万円増額いたしております。

7目電子計算費、001情報システム管理費では、執行残の整理のほか、不要となりましたパソコン等機器廃棄業務委託料13万8,000円と庁舎外からのリモート接続用パソコン10台購入に係ります情報機器購入費106万7,000円を計上いたしております。002情報システム共同化事業費では、国民年金における税制改正対応等に係る電算システム改修業務委託料（補助）を27万1,000円増額する一方、基幹業務システム標準化に係るサーバー機器等のリース開始日が令和8年4月となったことから、電算システムリース料を250万8,000円、全額減額いたしております。

8目自治振興費、001地域コミュニティ支援事業費6万円は、ひばりが丘二自治会掲示板アクリル製扉の修繕料です。

32、33ページ、10目交通安全対策費、001交通安全対策事業費35万3,000円は、不足が見込まれる交通安全施設整備工事請負費（単独）の増額。

次の11目防犯対策費、001防犯対策事業費13万8,000円は、青パト公用車の修繕料

の増額補正です。

12目土地対策費は、予算の組替えのみとなっています。

14目基金費、007ふるさと応援基金費9,667万円は、歳入の個人及び企業版ふるさと応援寄附金額から経費を差し引いた額を基金に積み立てるものでございます。

18目地域交通費、002オンデマンドバス運行事業費では、利用者の増加により不足するオンデマンドバス運行支援業務委託料を8万7,000円増額しています。

19目緊急経済対策費、012運送事業者等支援金給付事業費698万7,000円の減額は、事業の終了により各費目の減額整理を行うものです。

22目施設支援対策費、004町内福祉施設等物価高騰対応支援事業費4万6,000円の減額についても、事業費確定により各費目を減額整理するものでございます。

34、35ページ、2項徴税费1目税務総務費、002税務事務関係経費は、額の確定により各負担金を減額するもの。2目賦課徴収費、002固定資産税賦課経費も執行残の減額整理となっています。

36、37ページ、4項選挙費6目参議院議員通常選挙費、001参議院議員選挙管理執行経費175万8,000円の減額は、経費が全て確定したため、執行残を減額整理するものでございます。

38、39ページをお願いします。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、014定額減税調整給付金支給事業費は、見込みによりまして、定額減税調整給付金を4,500万円減額しています。

4目障害者福祉費、001障害者福祉事業費では、不足する福祉タクシー事業車借上料を10万円増額、新規で事業化いたします在宅人工呼吸器使用者非常用電源導入費助成金を65万円計上しています。002障害児施設給付事業費では、利用者数の増に伴い、審査支払手数料を2万4,000円。次の40、41ページ、障害児施設給付費を3,559万2,000円増額、前年度国庫及び県支出金返還金を計600万5,000円計上。003障害者自立支援給付事業費も利用者数増に伴いまして、審査支払手数料を7万6,000円、障害者自立支援給付費を1億736万4,000円増額、前年度国庫及び県支出金返還金を計735万2,000円計上しています。004障害者医療給付事業費46万5,000円と次の005障害者地域生活支援給付事業費27万8,000円も前年度国庫及び県支出金返還金です。007重度障がい者医療支援経費7万1,000円は、システムの標準化に伴う医療証の印刷製本費。009障害者福祉関係経費は、不足が見込まれます駐車料を7,000円増額しています。

5目高齢者福祉費、001高齢者福祉事業費は執行残の減額整理です。

42、43ページ、6目高齢者福祉施設費、001老人福祉センター運営経費では、不足が見

込まれる電気代を11万9,000円、修繕料（施設・設備）を10万円増額、窓口受付等業務委託料の執行残41万円を減額しています。

7目介護保険事業費、004介護保険関係経費83万4,000円は、前年度地域支援事業費交付金の返還金です。

8目後期高齢者医療費、002後期高齢者医療特別会計繰出金は、特別会計の補正予算編成に伴い67万2,000円を追加で繰り出すものです。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費、002子ども医療支援経費では、次の44、45ページ、システムの標準化に伴い、医療証の印刷製本費を3万5,000円計上しています。010地域子ども・子育て支援事業費746万3,000円は、前年度国庫支出金の返還金です。

2目児童手当費、001児童手当関係経費も前年度国庫支出金返還金を79万6,000円計上いたしております。

3目ひとり親家庭等医療費、001ひとり親家庭等医療支援経費では、システムの標準化に伴う医療証の印刷製本費3万5,000円と受診件数が増加見込みであることから、ひとり親家庭等医療費を530万円増額補正しています。

4目子育て支援事業費、001放課後児童健全育成事業費では、うみっこクラブのインターホンの修繕料29万円と前年度県支出金返還金202万3,000円を計上しています。003子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業費は、委託料の執行残見込額の減額整理。004子育て支援関係経費では、当町での病児保育事業が7月で終了したため、病児保育保険料2万2,000円、病児保育業務委託料を422万8,000円減額する一方、12月から始まります須恵町での病児保育事業の運営費などの病児保育事業費負担金を22万2,000円増額しております。006子育て家庭支援事業費では、次の46、47ページ、地域こどもの生活支援強化業務委託料の執行残見込額51万3,000円を減額整理いたしております。

5目保育園費、001町立保育園運営経費では、不足が見込まれます修繕料（施設・設備）を50万円増額する一方で、一部の不用額の減額整理を行っているところです。002特定教育・保育施設運営経費1,401万6,000円と次の006届出保育施設等事業費2万円は前年度国庫及び県支出金の返還金となっています。

6目児童福祉施設費、001こども療育センター運営経費では、警備業務委託料の執行残見込2万円の減額。それから、003こども教育総合支援センター管理費も改修工事請負費（単独）の執行残33万円の減額整理です。

次の48、49ページをお願いします。

次の4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、002母子衛生事業費では、不足が見込まれる燃料費を2万7,000円増額、利用者・受診者数が増加傾向にあることなどによりまし

て、産後ケア業務委託料を212万4,000円、産婦健康診査費助成金を17万2,000円、妊産婦応援事業費助成金を9万7,000円それぞれ増額。また、前年度国庫及び県支出金返還金を計32万7,000円計上しています。003保健衛生事業費では、印刷製本費の執行残見込みを減額、委託料で受診者の増加で不足が見込まれる各種がん検診業務委託料を増額する一方で、歯周疾患検診受診券等配布業務委託料の執行残見込みを減額整理いたしております。また、指定寄附があったことから、トレーニングルームで使用する保健衛生備品購入費80万2,000円を計上しております。008妊婦のための支援事業費では、次の50、51ページ、対象者の増加により不足する郵便料、振込手数料、妊婦支援給付金をそれぞれ増額計上しています。

3目予防費、001予防接種事業費では、国の事業として実施されたため、子宮頸がんワクチン（キャッチアップ）クーポン印刷等業務委託料を10万3,000円全額減額する一方、接種者数の増加に伴い、不足いたします高齢者帯状疱疹予防接種業務委託料を368万円増額補正しています。002感染症予防事業費も受診者の増加に伴いまして、結核健康診断業務委託料を11万4,000円増額いたしております。

4目環境衛生費、005環境衛生関係経費は、CO2排出量算定システムリース料の執行残の減額整理となっています。

6目上水道費、002上水道事業会計繰出金は、上水道基本料金の3か月減免に伴い減収となった水道使用料の補填と消火栓2か所の修繕料として、合計で5,266万2,000円を増額し、上水道事業会計に繰り出すこととしています。

2項清掃費3目塵芥処理費、002最終処分場運営経費68万3,000円は、不足が見込まれる電気代の増額補正です。

52、53ページをお願いします。

5款労働費2項労働諸費2目働く婦人の家施設費では、石綿含有分析調査業務委託料（単独）の執行残12万3,000円を減額整理しています。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費、001農業振興事業費は、宇美町水利組合助成金の執行残14万円を減額、5目農地費、001農業基盤保全事業費は、不足が見込まれる修繕料（施設・設備）を104万6,000円増額、2項林業費1目林業総務費、002林政事務関係経費は、額の確定に伴いまして、福岡県治山林道協会負担金を36万5,000円増額いたしております。

54、55ページをお願いします。

7款商工費1項商工費3目観光費、001観光促進事業費では、観光パンフレット「ぶらり、うみまち。」の増刷に係ります印刷製本費の執行残73万5,000円を減額いたしております。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費、002土木事務関係経費7万6,000円は、不

足が見込まれる公用車燃料費の増額補正となっています。

56、57ページ、2項道路橋りょう費2目道路橋りょう維持費、001道路橋りょう維持管理費では、不足する修繕料（施設・設備）を100万円、業務量の増加により道路等維持補修業務委託料を494万7,000円増額、また、町道竹ケ下～桜ヶ丘線災害復旧事業ののり枠アンカー施工に伴う地役権設定のための土地建物登記業務委託料を30万8,000円、地役権補償金を139万円計上いたしております。

3項河川費1目河川総務費、002河川管理費では、福岡県河川協会と砂防協会の負担金額確定により不用額の減額整理を行っています。

5項都市計画費1目都市計画総務費、002都市計画事務関係経費1万円は、盛土規制法運用開始に伴います事務用品の購入費となっています。

58、59ページ、5目公園費、001公園管理・整備事業費では、公園遊具等点検業務委託料の執行残73万7,000円の減額整理を行っています。

6項住宅費1目住宅管理費、002町営住宅維持管理費も原田中央区町営住宅6・7棟の積算単価入替業務委託料の執行残4万4,000円を減額整理いたしております。

9款消防費1項消防費2目非常備消防費、001消防団活動支援事業費では、次の60、61ページ、不足する電気代を51万円増額する一方で、負担金・交付金の執行残の減額整理を行っています。4目防災対策費、001防災対策事業費も不足する電信電話料を20万8,000円増額する一方で、委託料の執行残の減額整理を行っているところです。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費、002事務局運営経費は、印刷製本費の執行残の減額整理です。3目教育支援事業費、001学校教育推進事業費では、委託料の執行残の減額整理をするほか、次の62、63ページ、共同調達により安く調達できた情報機器端末のリース料1,100万8,000円などの減額を行っているところです。004保健・安全対策事業費では、物損事故による公用車の修繕料を28万1,000円増額する一方で、小・中学校日本スポーツ振興センター掛金負担金の減額整理を行っております。008教育相談事業費73万円は、業務量の増加により不足いたしますスクールソーシャルワーカー謝礼金の増額補正となっています。

2項小学校費1目学校管理費、002宇美小学校管理費331万9,000円は、不足が見込まれる電気・ガス・水道代と自動火災報知設備等の修繕料の増額補正です。003宇美東小学校管理費172万2,000円も電気・ガス代と、次の64、65ページ、普通教室床等の修繕料の増額補正となっています。004原田小学校管理費727万5,000円は、グレーチング購入に係る消耗品費のほか、電気・水道代と防排煙制御設備等の修繕料の増額補正。005桜原小学校管理費96万7,000円も電気・水道代と液晶テレビ1台の修繕料の増額。006井野小学校管理費は、電気代82万5,000円と校舎3階雨漏り部分等の修繕料16万5,000円を

増額する一方で、工事請負費の執行残30万5,000円を減額整理しています。007学校管理関係経費は執行残の減額整理となっています。

2目教育振興費、004原田小学校教育振興費では、不足が見込まれます電信電話料7万2,000円、006井野小学校教育振興費では、コピー機使用料を2万3,000円それぞれ増額補正しています。

66、67ページ、4目施設整備費、001小学校施設整備費では、校務外系ファイルサーバーを構築する校内ネットワーク整備業務委託料（単独）を207万9,000円計上しております。

3項中学校費1目学校管理費、002宇美中学校管理費236万5,000円は、体育館自動火災報知設備等の修繕料（施設・設備）の増額、003宇美東中学校管理費は、水道代108万8,000円と液晶テレビの修繕料（施設・設備）として20万2,000円を増額しています。004宇美南中学校管理費44万円は、校舎1階会議室雨漏り部分の修繕料（施設・設備）です。

2目教育振興費、001中学校教育振興費4万5,000円は、地域文化クラブサポートネットワーク指導者の実費弁償となっています。002宇美中学校教育振興費は、不足する自動車借上料を2万8,000円、004宇美南中学校教育振興費は、不足するコピー機使用料を3万2,000円それぞれ増額補正しています。

4目施設整備費、001中学校施設整備費では、次の68、69ページ、小学校費と同様に、校務外系ファイルサーバーを構築する校内ネットワーク整備業務委託料（単独）を138万6,000円計上しています。

4項学びの多様化学校費1目学校管理費、001学びの多様化学校管理費では、指定寄附があったことに伴い、学習活動に必要となる教材備品購入費を21万3,000円、学校用器具費を5万4,000円それぞれ計上しています。

2目教育振興費、001学びの多様化学校教育振興費は、Wi-Fi用通信費として電信電話料を3万3,000円増額しています。

次の5項幼稚園費1目幼稚園費、003施設等利用給付費では、支出見込みから施設等利用給付費を1,600万円減額する一方、前年度国庫及び県支出金返還金を計74万7,000円計上しています。

70、71ページをお願いします。

6項社会教育費1目社会教育総務費、006二十歳のつどい事業費5,000円は、不足する郵便料の増額補正です。

2目青少年教育費、001青少年教育事業費も不足する普通旅費を7,000円増額しています。

3目人権教育費、001人権教育事業費では、公用車を利用したことにより、県・団体主催の講演会で使用するバスの借上料を21万1,000円全額減額しております。

4目公民館費、002中央公民館・住民福祉センター管理費では、不足する電気代を120万円、住民福祉センター多目的トイレ自動扉装置取替え等の修繕料（施設・設備）を106万7,000円それぞれ増額。その他、団体事務局の電話設備更新工事請負費19万3,000円の計上などを行っております。

5目図書館費、001図書館事業費は、事業を見送ったことによる減額整理となっております。

次に、72、73ページ、6目社会教育施設費、001地域交流センター管理費では、不足する電気代を194万3,000円、立体駐車場埋め込み式チェーンポールなどの修繕料（施設・設備）を80万5,000円それぞれ増額しています。002研修所施設管理費20万7,000円も不足する電気代の増額補正です。

8目文化財保護費、001埋蔵文化財調査事業費では、緊急発掘調査に係る消耗品費を4万4,000円。9目歴史民俗資料館費、001歴史民俗資料館事業費は、購入者の増加により不足いたします城カードの購入費これを6万4,000円。002歴史民俗資料館管理費は、不足する電気代を17万7,000円、電信電話料を4,000円それぞれ増額補正しています。

7項保健体育費、次の74、75ページ、2目体育施設費、001総合スポーツ公園管理費では、不足する電気代と水道代を増額する一方、ナイター照明設備改修工事設計業務委託料の執行残89万1,000円とエアコン更新工事請負費の執行残104万5,000円の減額整理を行っております。002原の前スポーツ公園管理費33万6,000円は、不足する電気代の増額。003字美南町民センター管理費も不足する電気代を66万3,000円、修繕料（施設・設備）を20万円増額する一方で、空調機保守業務委託料の執行残32万1,000円を減額整理しています。004武道館管理費16万7,000円も不足する電気代とガス代の増額補正です。005その他体育施設管理費60万7,000円も電気代の増額となっております。006体育施設関係経費2万円は、公用車の定期点検に係る修繕料（その他物品）の増額です。

次の76、77ページ、3目学校給食費、002小学校給食運営費では、井野小給食室の照明器具などの修繕料（施設・設備）を13万円、桜原小の給食用移動台の修繕料（その他物品）を7万9,000円計上しています。

12款公債費1項公債費では、本年度の償還額確定によりまして、1目元金を160万8,000円減額、2目利子を361万9,000円増額いたしております。

歳出は以上となります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきますので、戻って14、15ページをお願いします。

最初に1款町税につきましては、調定額の見直しによりまして、1項町民税を1,400万円

増額しています。

3款利子割交付金は、今後の収入見込みから240万円増額しています。

12款分担金及び負担金2項負担金3目民生費負担金は、宇美町での病児保育事業終了に伴い、志免町及び須恵町からの病児保育事業費負担金を75万8,000円減額、4目衛生費負担金98万2,000円は、受診者数の増に伴いまして、各種がん検診の個人負担金を増額いたしております。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金3節障害者福祉費負担金7,147万6,000円は、歳出の増に伴いそれぞれの負担金を増額するもの。

6目教育費国庫負担金6節施設等利用給付費負担金の子育てのための施設等利用給付交付金800万円の減額は、歳出の減に伴うもの。次の過年度子育てのための施設等利用給付交付金6,000円は、令和5年度分の交付金の実績により追加交付されるものでございます。

16、17ページをお願いします。

2項国庫補助金2目総務費国庫補助金5節地方創生臨時交付金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー分）は、年度途中で追加交付があったことから1,713万8,000円増額、（低所得・不足額給付）は、歳出と同額の4,500万円を減額しています。

3目民生費国庫補助金3節地域子ども・子育て支援事業費補助金は、歳出の減に伴い、病児保育事業費補助金を129万8,000円、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業費補助金を1万3,000円減額、歳出の増に伴い、産後ケア事業費補助金を106万2,000円増額しています。

4節介護保健事業費補助金190万円は、認知症施策推進計画に係る策定準備支援事業補助金を新規で計上しているものでございます。

9節子育て支援事業費補助金34万2,000円の減額は、歳出の減によるものです。

4目衛生費国庫補助金1節母子衛生事業費補助金178万6,000円は、どちらも歳出の増によるもの。2節保健衛生事業費補助金では、内示額に合わせ、健（検）診情報連携システム整備事業費補助金を9万1,000円減額、歳出額確定により、定期予防接種台帳システム改修事業費補助金を2万8,000円減額いたしております。

3項委託金2目民生費委託金では、国民年金における税制改正に伴うシステム改修に係る100%の国費としまして、基礎年金等事務費委託金を31万3,000円計上しています。

18、19ページをお願いします。

15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金3節障害者福祉費負担金3,573万7,000円は、国庫負担金と同様に歳出の増に伴い、それぞれの負担金を増額するもの。

7節児童手当給付費負担金1万4,000円は、前年度分の児童手当負担金。

6目教育費県負担金9節施設等利用給付費負担金も国庫負担金と同様に歳出の減に伴い、子育てのための施設等利用給付交付金を400万円減額、令和5年度の追加交付といたしまして、過年度子育てのための施設等利用給付交付金を3,000円計上いたしております。

2項県補助金3目民生費県補助金2節障害者福祉費補助金は、歳出で計上しています在宅人工呼吸器使用者非常用電源導入費助成金に対する県からの2分の1の補助、32万5,000円を計上。

3節重度障がい者医療費支給事業費補助金224万4,000円は、前年度事業費確定により交付されるもの。

5節子ども医療費支給事業費補助金78万5,000円も前年度事業費確定により交付されるものです。

6節ひとり親家庭等医療費支給事業費補助金は、歳出の増に伴い、医療費補助金を265万円増額、前年度事業費確定に伴い前年度医療費補助金を24万8,000円計上いたしております。

7節地域子ども・子育て支援事業費補助金、これは国庫補助金と同様に歳出の増減に合わせて78万円の減額を行っています。

次の20、21ページ、8節子育て支援事業費補助金は、収入見込みから病児保育利用料無償化事業費補助金を35万6,000円減額いたしております。

5目農林水産業費県補助金1,000円は、交付額の確定によるもの。

8目教育費県補助金1節教育振興費補助金の増減も交付額の確定によるもの。4節図書館費補助金は、国の事業を優先実施したことにより、読書好きを育む環境づくり応援事業補助金を6万円全額減額いたしております。

3項委託金1目総務費委託金5節選挙費委託金では、執行額確定により参議院議員選挙費委託金を141万9,000円減額。6節統計調査費委託金2,000円は、学校基本調査委託金の交付額確定によるもの。

5目土木費委託金12万円は、盛土規制法事務が県から権限移譲されたことに伴う交付金でございます。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金では、学びの多様化学校費寄附金を31万2,000円、保健衛生費寄附金を75万8,000円計上。

次の22、23ページ、3目ふるさと宇美町応援寄附金では、町長指定事業600万円、子育て・教育環境整備事業1億7,700万円など、合計で2億円増額し、予算総額を9億円とするものです。4目企業版ふるさと応援寄附金では、本年度の収入見込みから、住み続けたいと思える魅力あるまちづくり事業を1,000万円増額しています。

24、25ページをお願いします。

18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金8,336万4,000円は、本補正予算の財源とするため基金を取り崩すものです。9目ふるさと応援基金繰入金436万円は、総合スポーツ公園照明設備LED化改修工事の契約額確定に伴い、そのうちの一般財源分に基金を充当するものでございます。

20款諸収入7項雑入8目雑入の2節総務管理雑入100万円は、8月の大雨の際の避難所運営等の経費に対する全国町村会災害対策費用保険金です。13節後期高齢者医療雑入903万4,000円は、過年度分の後期高齢者医療事務費及び療養給付費負担金の返還金。16節保健衛生雑入1万4,000円は、大学生を実習生として受け入れたことによる謝金。

それから、32節文化雑入は、城カード追加作成による販売代金として7万円の増額を行っているところです。

21款町債1項町債8目教育債8節脱炭素化推進事業債は、工事等の契約額確定により、総合スポーツ公園夜間照明設備LED化改修事業を80万円減額いたしております。

次に、さらに戻っていただきまして、8ページをお願いします。

第2表の債務負担行為補正ですが、1、追加の1件目は、宇美町役場総務課事務等業務で、期間を令和7年度から令和8年度まで、限度額を706万2,000円。2件目は、共働事業提案制度補助金（町民活動団体提案型）で、期間を令和8年度、限度額を210万円。3件目は、同補助金の（行政提案型）で、期間を令和8年度、限度額を160万円。4件目は、令和8年度介護予防事業で、期間を令和7年度から令和8年度まで、限度額を2,770万円。5件目は、宇美町働く婦人の家指定管理で、期間を令和7年度から令和10年度まで、限度額を8,717万4,000円。6件目は、原田中央区町営住宅6・7棟改修事業で、期間を令和7年度から令和8年度まで、限度額を1億4,264万3,000円。7件目は、水泳学習業務で、期間を令和7年度から令和12年度まで、限度額を1億2,465万4,000円。8件目は、宇美町立原田小学校外2校小・中学校照明設備LED化事業で、期間を令和7年度から令和8年度まで、限度額を6,960万円。9件目は、中央公民館大ホール舞台照明設備LED化改修事業で、期間を令和7年度から令和8年度まで、限度額を1億6,283万7,000円とするものです。

次に、隣の9ページをお願いします。

第3表、地方債補正、1、変更は、限度額を変更するもので、脱炭素化推進事業債の限度額5,470万円を5,390万円に変更するものです。

最後になりますが、今回の補正に係ります給与費明細書を78、79ページ、最後のページになりますが掲載しておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

ただいまから14時5分まで休憩に入ります。

13時57分休憩

.....
14時05分再開

○議長（古賀ひろ子）

休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第57号の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳出一括質疑、歳入一括質疑、総括質疑という順序で審議を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。

それでは、歳出一括質疑に入ります。

予算書26ページから77ページまでの間で、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。

質疑のある方はどうぞ。5番、平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

33ページですね。運送事業者支援給付金について伺いたと思います。

減額が七百数十万、まさかの減額ということで、内訳を説明していただければと思います。内訳をお願いします。

○議長（古賀ひろ子）

竹下シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（竹下健一）

運送事業の内容についてでございます。ちょっとお待ちください、すみません。失礼いたしました。こちらはエネルギー価格及び物価高騰の影響を受けている運送事業者に対しまして、支援を行うということで事業をさせていただきました。

事業につきましては、令和7年4月15日から7月31日までということで実施させていただきました。今回、実際のところ104件の事業者からの申請があつて、対応しているところでございます。

当初予算につきましては、今回、1,420万円ということで、予算の計上をさせていただいておりましたが、今回104の事業者、こちら法人、個人も含まれますけれども、結果として724万円ということになりましたので、その差額分、今回減額をさせていただいているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

当初予算で1,420万、107者と記憶しております。今回104者でございますので、ほぼ96.5%ぐらいですか、給付金が支払われたということで、3件ぐらい不足しているんですかね。

○議長（古賀ひろ子）

竹下課長。

○シティプロモーション課長（竹下健一）

今回、当初予算においては法人台帳のほうから町内に110者あるというようなことで、今回、予算を計上させていただきました。そのほか個人タクシーとかもありますので、個人分ということで合わせて1,420万円予算計上していたという状況でございます。

○議長（古賀ひろ子）

平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

したがって、マイナス6者への対応といたしますか、どのようにしたのか、今後されるのか、お知らせください。

○議長（古賀ひろ子）

竹下課長。

○シティプロモーション課長（竹下健一）

すみません。今回、法人あと個人の分については、見込みがはっきり分からなかったということでの合計でありまして、法人に関しましては、先ほどお話したとおり、法人台帳のほうから110ぐらいのところの見込みがあるということを前提で、予算計上をさせていただいております。結果といたしまして、法人の分については、細かくてすみません、説明すると67、個人からは37、合わせて104ということでの申請になっております。

金額の差額については、実際のところ法人においては、今回、支援内容につきましては、法人では1台当たり2万ということで、5台をマックスとしまして法人10万円、個人においては1台2万円になりますけれども、こちら2台分ということで4万円ということで計上しております。

そのような形で積算をして当初予算を組ませていただいたところでございますけれども、結果といたしましては先ほど御報告したとおりの申請件数だったということから、差額が出ているという状況でございます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

資料でいきます。2ページになります。上段のふるさと宇美町応援寄附事業について、お伺いいたします。

ふるさと宇美町応援寄附金が、昨年からV字回復をいたしました。私が4年前に公約で掲げたんですね、目標金額10億円。これに12月の時点で迫っているということで、大変喜ばしいことであると思っております。

また、昨年はシティプロモーション課に係りを配置していましたが、これ機構改革をしっかり行った上で、以前から問題になっていた係員の専任、これにちゃんと2人充てているということでもあります。また、適切に広告を打ってくださいねということも随分提案してきました。また、総合戦略これの改定に当たっては、やはり適切な目標金額の設定を行うよう、これも提案してきました。目標金額を10億円と明記したんですね。本当に、職員の皆様の御奮闘に感謝したいなと思っております。

質問ですけれども、V字回復を果たせた要因、これをどのように総括しておられるのか、これをまず回答していただだけませんか、お願いします。

○議長（古賀ひろ子）

工藤企画財政課長。

○企画財政課長（工藤正人）

一番の要因は、今、議員も言われましたとおり、ふるさと納税専任の係をつくっていただいたというのが、非常に大きかったと思います。専任になったことによりまして、やれることが大幅に増えていまして、いつも外に出て業者のほうを回って、いろいろと協議やお願い等をして回っているような状況でした。

また、もう1つは企業版ふるさと納税の担当と同じ課になっておりまして、プロジェクトチームというふうな形にはなっていますが、一緒になったことで協力してやれることも増えてきて、これによりまして個人版、企業版ともに寄附額が伸びているという相乗効果も表れているというところです。

それから、いろいろ取組がやれたということの中の一つですけれども、取組として最初に返礼品の種類とバリエーションの強化、これに取り組んでいったところです。結果、ウナギとかハンバーグなどが、主力の返礼品に成長していったということがございます。

その次に、議員のほうからも言われました広告の関係でございます。寄附者は、応援する自治体があれば、その応援する自治体を選んで寄附をするわけですけれども、大体多くの方が返礼品

を見て寄附する先を選んでいるのではないかというふうに思っています。その際、寄附者は恐らく日頃御利用されているサイトを使って、その中で選んでいかれると思いますので、そのサイトの中に宇美町の返礼品の掲載がなければ、選ばれることすらないということになってまいります。

そこで、今年度最初に力を入れたのが、今、サイトごとに返礼品のランキングが入っているというのは御存じだと思うんですけども、それがトップページで必ず出てきます。そういったところから、まずはトップページのランキング、そこに目を向けまして、寄附をある時期に集中させまして、一時的でもランクインにさせることで、寄附者の目に留まればという取組を最初に実施をいたしまして、結果、本当に一時的ではあったんですが、あるサイトで1位を獲得したという日がございます、これによりその返礼品に1位獲得という付加価値もつけることができ、その後もその返礼品がずっと伸びてきて、寄附額が伸びていったというところもございます。

ただ、常時ランキング上位をキープするというのは無理がございます。次に取り組みましたのは、ポータルサイトへの積極的な広告掲載でございます。シェアの高いサイトを中心に、広告掲載をお金をつぎ込んでやってまいりました。それによりまして、寄附者の目に留まることが多くなりまして、寄附の増加につながっていています。寄附額が増えれば、経費もそれだけ多く使えるようになりますので、経費をたくさん予算化できれば、広告に使える額も増えてくるということで、これも同じように相乗効果で、広告をたくさん打てるようになってきたというのがあります。

それらで寄附額が、今回、大幅に伸びてきたということもありまして、現在、この効果もありまして、あるサイトであまおうの5パックが、イチゴランキングでこしばらく1位をキープしていますというところもあって、どうしても同じ種類のものが並んでいたら一番のところをやっぱり寄附者は選んでいかれますので、今、イチゴの寄附がものすごく増えてきています。

そうしたことから、9月のポータルサイトのポイント付与が終わった後は落ち込むだろうと思っていましたけれども、先月の11月の一月で1億を超えています。12月も、当然年末の駆け込みで、今、寄附額が毎日のように多くの額で入ってきておりますし、最近では寄附額の限度額の関係から、結構余裕がある方が高額の30万円の寄附を選んでくれたりされている方もおられまして、いろいろ宇美町の情報を見ていただいているというところで、全体的な寄附が増えてきたというのが、今年度の内容になりますけれども、先ほど言われた10億円につきましては、当課としては間違いなく超えると思っておりますので、となると予算も足りなくなりますので、また次の機会には補正が必要になってくるというふうには考えていますので、その際はまたよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

なんとすばらしい回答だったかなと、本当にうれしく思っています。

ただ、問題は来年なんですよ。一時期、令和2年だったかな、6億8,000万円いったんですよ。翌年落ちちゃいましたね。ぜひ来年度の目標金額、そしてまた新たな取組というの、これにプラスしてやっていく必要もあるんじゃないか、すぐまねされちゃうんですよ、ほかの自治体にね。まねされるだけじゃなく、まねするというのも大事だと思います。

ぜひ、来年どのような取組に力を入れていこうとするのか、目標金額も含めて回答していただきたいと思います。例えばですよ、新宮町のようにおもてなし協会を設立しますよ、民間活力もしっかり取り入れての話ですね。そういったところは、ぜひまねするとかということもありじゃないかなと思いますが、ぜひ回答いただけたらなと思います。

○議長（古賀ひろ子）

工藤課長。

○企画財政課長（工藤正人）

今、言われました民間活力の導入等については、当然、当課のほうもいろいろ視察に行ったりして勉強してきていますので、今後は考えていかないといけないとは思っていますけれども、すぐにといいわけにはいかないと思われまので、今後、協議していきながらそういう時期が来たら、民間活力の導入というのもあり得るのではないかと考えています。

直近として考えているのは、今、やはり返礼品を渡して行って終わりというところが多いんですけど、今、体験型の寄附というのを少し考えてきてまして、最近ある飲食店の食事券を返礼品にしました。となると、それを返礼品として選んでくれた方はそこに食事に来られるので、宇美町に来られるんです。ということは、関係人口を増やす取組にもつながってまいります。そうしたところから、こういう幾つか宇美町のほうに訪れていただけるような返礼品というの、今後は充実をさせていきたいというふうには思っています。

目標額なんですけど、目標額は、当然、今年度がどこまでいくか分かりませんが、今年度以上の額というのがやはり最終的な寄附の目標額にはなるかと思えます。ただ、あくまでも額としてのそれは目標であって、予算としては当初予算はそんなに上げた予算は組まれないと思えますけれども、予算と目標額とはちょっと違うというところで、御理解をいただきたいと思えますけれども、あくまでもやはり前年度以上というのは目標にしなければならないとは思っていますけれども、ただ今年度急激に伸びてきていますので、ちょっと来年度どうなるかというのは先は見えないところはありますけれども、新たな返礼品の開発とかによりまして、そこに近づきたいというふうには思っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

予算書でいきますと、33ページのほうになりますね。資料でいくと、これが4ページですよ
ね。

オンデマンドバスの運行事業費というところで、業務委託料のところですよ。電話予約が増
えてきたので、増額補正を行いますということですよ。私はこれは人員を増やすのかなと思っ
たら、でも人員を増やすわけではなくて、基本契約を超える分を増やすという話みたいで、これ
利用実績は伸びているけれども、オペレーターを増やすとか、そこまでいなくても対応できる
というふうに理解をしいですか。そういうことですか。

○議長（古賀ひろ子）

竹下シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（竹下健一）

失礼いたします。今回の契約については、電話の場合は1日20件というところでの基本契約
ということになっておりまして、この資料に書かれておりますけれども、1件当たり220円と
いうところがございます。

現在、こちら電話センターのほうについては、3名体制で対応していただいているところでご
ざいまして、体制としては整っているところではございますが、もともとの契約に基づいて
20件までということになっています。

当初予算においては、1日当たり300件というところを見込んで予算化はさせていただいて
いるところですが、利用者が増えたことによって、これも喜ばしいところではあるんです
けれども、その分電話利用の方もちょっと増えたというところで、今回、補正予算を組ませてい
ただいているところがございます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

同じく4ページのオンデマンドバスの運行事業について、お尋ねいたします。

高齢者の皆さんにとっては、ラインなどの利用はなかなか浸透しておらず、電話予約を行っ
ている方もおられることは、これは予約方法の選択肢を増やしていくという面で大切なことであろ
うと、これは理解をしております。

しかしながら、超過した分、さっき言われたように220円かかるんです、1件当たり。電話
予約を減らしていきながら、やはり宇美町ラインへの登録者数を増やしてラインでの予約、ポー

タルサイトからよりもラインのほうが絶対やりやすいんですよね。増やしていくという取組がやっぱり求められると思っています。

現在の宇美町ラインの登録者数と、あと登録者を増やすための取組、どのようなことを行ってきたのか。ここが増えれば、電話による予約に頼らなくてもいいんじゃないかなど。また、高齢者の方々も、今、ほとんどの方がスマホを活用しておられます。ぜひそういったところで、ラインをもっと活用するための方策あたり、考えていることがあったら回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

竹下課長。

○シティプロモーション課長（竹下健一）

まず、公式ラインの登録の関係になりますけれども、こちらはのる一とに限らず、宇美町の公式ラインの登録者ということになりますけれども、現在は1万2,981人というところになっております。

今回、増やすための対策ということなんですけれども、のる一と利用者についてはラインアプリを利用していただくために、このアプリを登録していただいた方には、初回に限りになりますけれども800円のクーポン券をプレゼントしているというところがございます。

あと、のる一については、当初導入のときにも地域のほうに説明をしまいりました。今も出前講座、また窓口にもよく来られますけれども、そういった中でもラインアプリの利用ということを説明した上で、アプリの利用促進に努めているところがございます。

ちょっと分析もしておりますので、触れさせていただきたいと思いますが、実際のところ全体的にアプリ、ラインでの予約の利用者は8割で、2割の方が電話予約という状況でございます。そういった中でも、70代以降のほうで見て、70代でも実際電話予約されている方は25%、アプリはもう75%、80代になると電話予約が55%、アプリが45%、約にはなりますけれども、このような状況で、高齢者の方に限ってなんですが、高齢者の方でも結構アプリのほうは利用していただいているというところがございます。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

ラインの登録者がいつときは8,000とか9,000で頭打ちだったのが、努力のかが見られますよね。1万2,000までいったということで、さらに増やしていく取組をしていただきたいなと思います。

また、のる一との利用者も増えているんですよね。いよいよ4台中3台の稼働、これを賄えなくなってきたんじゃないかなと思っています。

お尋ねしますが、増台するに当たって国の補助金というのは利用できるのか、活用できるのかですね。また、利用者がどこまで増えてくると増台を行うのか、その辺り来年度に向けての方針というのを教えてください。

○議長（古賀ひろ子）

竹下課長。

○シティプロモーション課長（竹下健一）

増台に向けてなんですけれども、台数を増やすに当たり補助金の関係、今、陸運局とか、地域公共交通会議にも出席いただいている方とかもいらっしゃいます。そういったところでは、今、相談等をしているところなんですけれども、今、これといった正直なところ補助金があるというところは、ちょっと、今、回答をいただいているところがないというところが正直あります。

しかしながら、こういったところについては、いろいろ対策については歳入の分について検討していく必要があるものというふうに考えております。これは企業版ふるさと納税とかも含めて、いろいろな手法については検討していく必要があるというふうに考えているところでございます。

利用者については、こちら町長の行政報告からもありましたけれども、当初については平均が95人だったのが、現在は125人と増加しておりまして、多い日には150人を超えるというような状況でございます。そういったことから、のるーとの車両の追加購入というのは検討していく必要があるというふうに感じているところなんですけれども、一方で運転手不足とかそういった課題もありますので、地域公共交通会議とまた関係団体とも協議しながら検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにありませんか。5番、平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

関連です。オンデマンドについて、何点か。

運行費たしか4,500万—5,000万にしておきますか。年間4,000万から5,000万ぐらいだと思います。今、3台、4分の3が稼働しているんですかね。運行収入が半分なのか、8割なのか、この辺、委員会でも説明なかったし、今、もし分かれば教えていただければ。分かりますか。

○議長（古賀ひろ子）

竹下課長。

○シティプロモーション課長（竹下健一）

すみません、ちょっと手持ちの資料ですぐに見当たらないところがあるので、概要の分についてお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、年間利用の分については、当初予算の分で

ベースでいきますと、4,888万9,000円の方で予算計上をさせていただいておまして、そのうち今年度に限っては486万6,000円の国からの支援金というようなことで考えているところがございます。

一方で運用としましては、今回の分、のる一との利用者からの費用と言いますか、1人200円程度になりますけれども、この分の差額分を町のほうから支払っているというような状況でございます。

ちょっと割合については、すみません。手持ちを持っていないのであれなんですけれども、このような形で運用をしているという状況でございます。

○議長（古賀ひろ子）

平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

後から教えてください。

2点目が、やはり運行収入を上げなければ、町からの負担金が減らないということで、9月の定例会でも質問しましたけど、運行時間帯の見直し、例えば、現在9時から18時半ですかね、これを前倒して8時30分から、そしてエンドが18時30分、これを20時にすると、こういう運行時間帯の見直しによって収入を上げるということを言っていましたけど、検討といいますか、将来、すぐにはできないでしょうけど、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

竹下課長。

○シティプロモーション課長（竹下健一）

運行時間については、現在、8時半から18時半というような形で運用をさせていただいております。

先ほどの分とありますけれども、のる一との台数を増やすとかそういったことも含めてですが、全体的に検討する必要があると思います。今回、運用に当たっては地域公共交通会議に図る必要もありますので、そういったところを含めて、今後、検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。3番、高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章）

事業一覧の12ページですね。

既存道路の老朽化等によって、自治会等から要望が来ているということなんですけれども、どういふような要望と、それから補修状況とか、ものが分かれば教えていただきたいんですが。

○議長（古賀ひろ子）

添田都市整備課長。

○都市整備課長（添田勝春）

失礼します。事業一覧12ページの上段、道路等維持補修業務委託料になります。

こちらにつきましては、企業組合粕屋郡高齢者福祉事業団と契約をさせていただいておりました、主な業務内容としましては、小規模でございますが道路、歩道等の亀裂の穴埋め等、あと街路樹の剪定、伐採と草刈りといったところの自治会からの要望を対応させていただいているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

事業一覧の8ページになりますが、妊産婦応援事業についてお尋ねいたします。

妊産婦応援事業の利用者が増加したことに伴い、増額補正がされておりますが、単純にお子様が増えたということで考えていいのでしょうか。要因をお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

入江こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

この妊産婦応援事業につきましては、利用者の増ということで、前年度よりも約2倍近い利用者が、今年度ここまで上がってきていますので、その利用者増ということで、主に妊産婦さんですね。産後ケア事業ということで、宿泊型、通所型、訪問型、タクシー助成事業、それからヘルパー派遣、ファミリーサポートセンター利用ということで、こちらの利用者が増えたということで、今回、倍近い増額をさせていただいているというところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

その中で、産後ケア事業の宿泊型、通所型、訪問型のこの内訳は分かりますか。

○議長（古賀ひろ子）

入江課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

7年度につきましては、宿泊型が約25%、日帰り型が50%、訪問型が25%という内訳になっています。これは11月18日現在でございます。

件数といたしましては、宿泊型が33件、日帰り型が77件、訪問型が30件の利用がこれま

であっております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。5番、平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

次に、69ページですね。学びの多様化学校についてお伺いいたします。

4月20日ぐらいでしたか、開校しまして8か月ほどたっております。その中で、9月の定例会でも質問しましたが、ワンヘルスの取組、四王寺山近くに県民の森ワンヘルス、人と動物と地球と一体、グローバル、一体化しようということで福岡県が初めて取り組みましたけど、現在、9月の定例会でも少し具体的な取組を聞きましたけど、現在の取組、また今後の展開と言いますか、現状と展開を教えてください。

○議長（古賀ひろ子）

川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

学びの多様化のワンヘルスに関する質問ですけれども、今、言われたとおり、いわゆる体験という形で四王寺山の上まで登って、例えば植物に触れたり、それからそこに生息している虫とか、こういったものに触れ合うということで、体験をしているところです。これについては、県のワンヘルスマスターの方もいらっしゃいますので、そういう方も利用して、一緒にそのガイドとして行ってもらったりそういったことをやっておるところです。これについては、特にどこまでやったら終わりとか、これでよしとかというものではありませんので、今後も引き続き、幸いうちから四王寺山まで近くですので、そういった企画を学校のほうでして、体験を行っていくということで、引き続き続けていくということとしております。

○議長（古賀ひろ子）

5番、平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

2点目が、町内約222名の不登校がいて、現在、学びの森には26名が在籍しているということで、1割ぐらい12.5%ぐらいが在籍、残りのひきこもりというか、学校に行けない人への対応について、どのようにされていこうとしているのか教えてください。

○議長（古賀ひろ子）

川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

現在、学校に通えていない子どもたちに対しては、当然うち——と言ったら変ですね、学びの

多様化での問合せがあった場合には、うちのほうでその説明、それから体験等を通してお話を聞いたりはしております。

それ以外の各学校で学校に来ていない子どもたちがいる場合には、これは従来どおり学校のほうで家庭に連絡をとって、所在の確認とか状況はどうなんだということで、確認を取っているところです。ですので、今後そういった連絡を取る中で、もし出てこれるようになればということとで連絡は取り合っているというような状況であります。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。3番、高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章）

事業一覧の13ページのスクールソーシャルワーカーの件なんですけれども、非常に重大事案や対応業務の量が増えているということで、現在2名体制なんですけど、2名体制で大丈夫なのかと。各学校8校を多分回っていらっしゃるんじゃないかと思うんですけども、ちょっと事案的なものは、今、非常に増えつつあると思うので、この人員を増加するというお考えはないのかお聞かせ願います。

○議長（古賀ひろ子）

川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

スクールソーシャルワーカー、言われたように今年は2名体制です。実は、去年は1名体制でした。言われるように、うちとしては人数を増やしたいということで、7年度については2名体制と。ただ、このいわゆる想定の間数ですね、この時間については、今のところ週に2日で想定をしているところなんですけど、今度また来年度については、人もそうなんですけど、まずこの時間を増やしたいとちょっと考えていますので、それは当然、今から当初予算の査定とかありますので、その中でうちのほうでは時間を増やしていきたいというのと、あとは2名体制というのは、今まで1名だったので、今年は男の方と女の方とそれぞれ雇用しておりますので、これについては、引き続き来年度うちのほうはお願いしたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

事業一覧の11ページ、高齢者帯状疱疹予防接種業務委託料について質問いたします。

接種者の増加に伴い不足額を増加ということで、かなり増額補正してありますが、帯状疱疹は高齢化すると本当に重症化するというので、本当に予防接種が増えたということは、今後の医療費の抑制にもつながるとは思われます。

まず、今回、予防接種に対する助成される年齢が、65歳から5歳刻みでなっていると思うんですが、その内訳が分かればお願いしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子）

水野健康課長。

○健康課長（水野治也）

失礼いたします。まず、今回の補正予算なんですけれども、当初予算の計上の際は令和7年度からの事業でしたので、あくまでも概算での計上とさせていただいておりました。おおよそ接種見込みの対象者数の6%程度、150名を見込んで予算計上したんですけれども、10月末現在で、トータルでは271人、生ワクチンと不活化で、1回、2回と接種回数違いますので、延べていきますともう少し増えますが、実動でいくと、今、271人となっております。

まず、生ワクチンで年齢別でいきますと、トータルでは90人の方が受けてありますが、65歳の方が19件、70歳の方が24件、75歳の方が16件、80歳の方が15件、85歳の方が10件、90歳の方が5件、95歳の方が1件、100歳以上の方はいらっしゃいません。

不活化の組替えワクチンのほうになります。これ1回目、2回目、ちょっと回数がばらばらです。1回目だけお伝えさせていただきますと、65歳の方が43件、70歳の方が40件、75歳の方が51件、80歳の方が23件、85歳の方が16件、90歳の方が6件、95歳の方が2件、100歳以上の方はいらっしゃいません。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

不活化ワクチンが本当に非常に多いんですが、この接種が増えた要因、それとまた接種者の何か声とか、お聞きになっているようでありましたら教えてください。

○議長（古賀ひろ子）

水野課長。

○健康課長（水野治也）

ちょっと繰り返しになりますが、令和7年度からの事業ですので、ちょっと人数的にどんな推移になるかというのは当課としては分からなかったんですけれども、基本的に当初の段階より想定量が増えた理由として、やはりCM等の影響が大きいのではないかというふうに当課としては捉えております。

あと町民の方の声としては、さほど苦情等はないんですけれども、時折50歳ぐらいの方からもう少し若い方の補助はないのかというような声が、数件あったことは事実でございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

資料でいきますと10ページになります。

妊婦のための支援事業費、妊婦支援給付金についてお尋ねをしたいと思います。

この事業は、国、県の支出金が100%ということで、この事業は特にもれなく対象者に支給していくということがとても大事になってくると思っています。支給要件についてお尋ねしたいんですけれども、例えば望まない妊娠というのがありますよね。また、母体の保護を優先する場合、こういったこともあると思います。言いにくいんですけれども、母子手帳の発行が伴わない妊娠というのもあるんじゃないかなと思います。そうした方にも支給されるのでしょうか。つまり妊娠した方全てにもれなく支給されているのかどうかということを回答していただきたいと思っています。

○議長（古賀ひろ子）

入江こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

こちらについては、母子手帳の交付に関わらず交付するものでございます。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

そこでなんです。妊娠した方全ての方を把握するということが、果たしてできるのかどうか。その手法ですね、その把握する手法も併せて回答していただけますか。

○議長（古賀ひろ子）

入江こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

こちらにつきましては、医療機関との連携を図っておりまして、そういう方につきましては医療機関からの書類を持って窓口のほうにお越しいただくという形で、支給するような仕組みにしております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

最後の質問を行いたいと思いますけれども、11ページの下段になります。

上水道基本料金減免による住民生活・地域経済支援事業、5,210万2,000円についてお尋ねをいたします。

上水道の会計の中でも聞いてもよかったんですけども、あえてこの一般会計の中でお尋ねします。3か月の減免を行ったことに対する評価、これは町民の方々の声と受け取ってください。どんな声が聞こえてますか、回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

前田上水道課長。

○上下水道課長（前田友博）

今回、3か月間減免をさせていただきまして、それを周知した段階から、まず匿名ではございますが、早々に電話で喜びの声をいただいたところです。特にこのような物価高騰の中でうれしい、ありがとうございますという言葉が直接いただいたのは事実でございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

私の下にもいろんな方から、これはやっぱり大事だよねという声は聞こえております。

この物価高対策に関しましては、この国からの交付金を最大限有効に活用することが大切じゃないかなと思っています。つまり余計な経費をできるだけ使わない、いろんな方法があると思うですよ。物価高対策とか、今、話題に上っているお米券なんてありますね。お米券に関しては、かなりの経費がかかると、印刷代であったり郵送代であったりいろいろあると思います。これはそんなに経費がかかってないと思います。この水道代の減免に関して、経費率というのは実際のどのくらいかかったのかというのをまずお尋ねしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

工藤企画財政課長。

○企画財政課長（工藤正人）

実際、水道の基本料金の減免だけでは経費は全くかかっていませんので、そこはゼロということなんですけれども、ただこの事業を実施するに当たって、システムの改修を一部やっていますので、それが48万4,000円かかっています。

それでいくと、全体の0.9%ぐらいしかないんですが、もう1つは上水道を使っていない世帯に、ごみ袋を配布しています。ごみ袋自体は在庫を使いながらというところで、実際それに対して幾らかかったかは出てきてないんですけども、ごみ袋の郵送代として結果どのくらい

使ったかというのは把握していないんですけど、予算としては20万円上げていましたので、その20万円までプラスすると、大体約1.1ぐらいの経費がかかっているということになります。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

約1%強というところで、今、回答いただきました。今、政府の物価高対策というのは話題になっているんですね。

宇美町では上水道基本料金の減免、これ3か月分、また地域商品券がありますね、ペイペイを使っています。また給食費の値上げ分に充当するなどしてまいりました。私はこの取組適切じゃなかったかなと、大変評価しています。

今後の方針は、来年も来るんですね。また増額もされると思います。お聞かせいただきたいなと思っています。先ほど言いましたとおり、経費率を控除するというのはとても大事なことなんですね。要は国から来たお金がそのまま住民の方の支援に回る。余計な経費は使わないでもいいような取組というのを、今から準備しておかないと、考えておかないといけないと思いますが、そこを加味して回答していただきたいと思います。いかがですか、原田副町長。そのあたり回答できませんか、お願いします。

○議長（古賀ひろ子）

原田副町長。

○副町長（原田和幸）

まだ、具体的な金額とか時期については示されておきませんので、今、はっきりとこれに使いたいということで申し上げることはできないんですけども、先ほどおっしゃられていますように、報道ではお米券、お米券ということを言われていますので、逆にお米券がないと、なぜ宇美町はないんだというようなご意見もあるでしょうし、一方ではご指摘のように非常に経費もかかりますし、手間もかかるということで、この交付金のしっかり趣旨を理解した上で、速攻性の高いもの、効果の高いものについてしっかり検討して、適宜支給していきたいというふうに思っているところです。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。5番、平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

51ページですか、CO2排出量算定システムが10万でしたかね、減免になっています。3年前、令和7年6月19日でしたか、安川町長がゼロカーボンシティ宣言を発信されましたね。これは、今後、CO2排出量を測定しないという、具体的にこの内容を教えてください。

○議長（古賀ひろ子）

石川環境課長。

○環境課長（石川和男）

失礼いたします。御質問このシステムですけれども、今年度から始めまして5か年の長期継続契約というところでございまして、今年度は1年目というところで見積りをとったところ、当初予算で計上した額より下がったというところで、減額の補正を行うものでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにありませんか。平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

具体的には、どういうCO2測定機械、内容を教えてください。

○議長（古賀ひろ子）

石川課長。

○環境課長（石川和男）

こちらのシステムにつきましては、当町の公共施設関係ですね、公用車。こういったところをシステムに登録して、排出量というのを算定しております。

そのほかにも一般の町民の方に登録をしていただいたり、事業所こういったところにも登録を促しながら、排出量を把握していくというようなシステムになっております。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。歳出一括質疑を終わります。

次に、歳入一括質疑に入ります。

予算書14ページから25ページまでの間で、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。歳入一括質疑を終わります。

次に、総括質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。総括質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

ここで、平野議員からの質疑に対する回答保留分について、シティプロモーション課長より発言の申出がっておりますので、これを許します。

竹下シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（竹下健一）

失礼いたしました。すみません。先ほど、平野議員から質問いただきましたのるーとの収入分というところになりますけど、すいません。参考ということになりますけども、9月の実績というところでお話しさせていただきますと、9月分の運賃収入が44万3,485円ということで、それに関わります運行費用、こちらは人件費また燃料費等となりますけども、こちらが323万8,952円ということになって、約13.7%というような形での運用ということになります。収入の分についてはですね。

そのような形で運用しているということになりますので、ご報告をさせていただきます。

○議長（古賀ひろ子）

これから、議案第57号 令和7年度宇美町一般会計補正予算（第5号）を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

○議長（古賀ひろ子）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

○議会事務局長（太田美和）

起立願います。礼。お疲れさまでした。

14時52分散会
